

東京都福祉のまちづくり推進計画（案）

2019年度～2023年度

～ユニバーサルデザインの先進都市東京をめざして～

目 次

第1章 福祉のまちづくり推進計画の基本的考え方

1	計画策定の経緯	2
	(1) 都における福祉のまちづくりの取組	
	(2) 福祉のまちづくり条例の改正	
	(3) 新たな計画策定に向けて	
2	計画の位置づけ	4
	(1) 計画策定の趣旨	
	(2) 計画期間	
	(3) 関連する他の計画との関係	
3	計画の目標	5
4	5つの視点	6
5	計画の推進体制	7
6	計画の進行管理	8

第2章 都におけるバリアフリーをめぐる現状

1	社会的背景	10
2	我が国等の動向	13
	(1) 障害者権利条約の批准と国内法の整備	
	(2) ユニバーサルデザイン 2020 行動計画の策定	
	(3) Tokyo 2020 アクセシビリティ・ガイドラインの策定	
	(4) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等の改正	
3	世論調査等の結果	16

第3章 福祉のまちづくりの分野別施策

1	誰もが円滑に移動できる交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進	24
	(1) 交通機関におけるバリアフリー化の推進	
	(2) 道路におけるバリアフリー化の推進	
	(3) 面的なバリアフリー整備	

2	全ての人々が快適に利用できる施設や環境の整備	36
	(1) 建築物等におけるバリアフリー化の推進	
	(2) 公園等におけるバリアフリー化の推進	
	(3) 公共住宅の整備・民間住宅の整備促進	
3	災害時・緊急時に備えた安全・安心のまちづくりの推進	46
4	様々な障害特性や外国人等に配慮した情報バリアフリーの推進	51
5	都民等の理解促進と実践に向けた心のバリアフリーの推進	57
第4章 計画事業の展開		66
用語解説		91

第1章 福祉のまちづくり推進計画の基本的考え方

第1章 福祉のまちづくり推進計画の基本的考え方

1 計画策定の経緯

(1) 都における福祉のまちづくりの取組

都は、福祉のまちづくりに向けた取組として、昭和48年に「身障者のための公園施設設計基準」、昭和51年に「都立施設の障害者向け整備要綱」、そして昭和54年に「視覚障害者誘導ブロック設置指針」を策定するなど、障害者の住みよいまちづくりを目指して、公園、公共建築物及び道路等の整備を進めてきました。しかし、その整備は主として障害者の視点に立ったものであり、対象施設も限られたものでした。

その後、昭和56年の国際障害者年を契機とする取組を進める中で、昭和63年に「東京都における福祉のまちづくり整備指針」を策定し、高齢者や障害者を含むすべての人々が、安全かつ快適に施設を利用できるよう公共建築物や公共交通機関、道路、公園などについての具体的な整備基準を初めて決めました。この指針をもとに、福祉のまちづくりの観点から、公共的施設の整備等を図ってきました。

こうした福祉のまちづくりの取組を進める中、平成6年、知事の諮問により設置された「やさしいまち東京構想懇談会」により、『東京都における福祉のまちづくりの総合的なあり方について』の答申が出されました。都はこの答申を踏まえ、福祉のまちづくりの一層の推進を図るため、平成7年3月、「東京都福祉のまちづくり条例（以下「福祉のまちづくり条例」という。）」を制定しました。

この条例により、不特定かつ多数の人が利用する一般都市施設※1のうち、種類及び規模により定める特定施設※2の新設又は改修に当たっては、工事着工前の届出を義務付け、整備基準に基づく整備を推進しました。

そして平成10年1月、条例に基づく計画であり、かつ都における福祉のまちづくりの基本となる、東京都福祉のまちづくり推進計画「ハートフル東京推進プラン～みんなで作るやさしいまち東京」を策定しました。この計画は、福祉、教育、住宅、建設、交通等、様々な分野の施策を盛り込んだ、84の事業からなる総合的な計画であり、区市町村を主体とした、地域における福祉のまちづくりの基盤整備などを計画に位置付け、各施策に取り組んできました。

またこの他、鉄道駅エレベーター等整備事業、だれにも乗り降りしやすいバス整備事業などにより、公共交通のバリアフリー※3化にも取り組むとともに、平成12年に施行された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に

関する法律（交通バリアフリー法）」により、移動円滑化に向けた交通施設の整備についても着実に進めています。

（2）福祉のまちづくり条例の改正

こうしてバリアフリー化が進展する中、福祉のまちづくり条例に基づき設置された、都民、事業者、学識経験者等からなる「東京都福祉のまちづくり推進協議会」（以下「推進協議会」という。）は、平成 15 年 8 月、意見具申『『21世紀の福祉のまちづくりビジョン』のあり方について』の中で、年齢や障害の有無・種別にかかわらず、すべての人が利用しやすい都市環境の創造に向けて、ユニバーサルデザイン※4の考え方を基本とした福祉のまちづくりを推進することの重要性を提言しました。それは、これまでのバリアフリーから一歩進んで、ユニバーサルデザインの考え方へと、大きな転換を迎えた時でもありました。

その後、この提言を踏まえ、ユニバーサルデザインの考え方に立った福祉のまちづくりを、ハード・ソフトの両面から展開してきましたが、本格的な少子高齢社会の到来、「障害者自立支援法」（平成 18 年 10 月全面施行）や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）（平成 18 年 12 月）の施行など、福祉のまちづくりを取り巻く環境は急速に変化しました。

こうした社会情勢の変化を踏まえ、推進協議会では、福祉のまちづくり条例の改正に向けた検討を行い、平成 20 年 11 月、条例改正の基本的考え方が示されました。

都はこれを受け、平成 21 年 4 月、ユニバーサルデザインの考え方を理念とした、新たな福祉のまちづくり条例を施行しました。この条例改正により、ハード・ソフト一体的なまちづくりが促進されるとともに、都市施設※5のうち、物販・飲食・サービス業など都民が日常生活の中でよく利用する特定都市施設※6においては、新設・改修時の工事着工前の届出が義務付けられる対象が広がり、都民の身近なところでより一層整備が促進されることになりました。

（3）新たな計画策定に向けて

平成 25 年、東京 2020 大会の開催決定後、様々なオリンピック・パラリンピック関連施策が導入され、都市・施設環境のバリアフリー化の進展、国による障害者差別解消法の施行やバリアフリー法の改正等がありました。

こうした社会情勢の変化を踏まえ、推進協議会では、都民の意識調査やこれまでの取組状況を確認するとともに、平成 30 年 6 月に、「東京都福祉のまちづくり推進計画改定の考え方～2020年とその先を見据えて～」と題した意見具申がなされました。意見具申では、道路・交通機関や施設・環境の整備などハード面のバリアフリー整備や、情報バリアフリーなどソフト面の充実など、今後、福祉のまちづくりを総合的に

推進していくための課題を整理し、次期推進計画で取り組むべき施策の方向性について示されました。

都は、上記の意見具申等を踏まえ、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）を契機に福祉のまちづくりに関する取組を加速させるとともに、大会後の将来像まで見据え、ユニバーサルデザインを基本とした福祉のまちづくりを進めるため、計画を検討してきました。

2 計画の位置付け

(1) 計画策定の趣旨

この計画は、年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、全ての人が安全で安心して、かつ、快適に暮らし、訪れることができるユニバーサルデザインの理念に基づいたまちづくりを進めるため、福祉のまちづくり条例第7条に基づいて、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画として策定します。

(2) 計画期間

東京 2020 大会以降も見据えて、計画事業を着実に推進していくため、計画期間は平成 31 年度（2019 年度）から 35 年度（2023 年度）までの5年間を対象としています。

(3) 関連する他の計画との関係

福祉のまちづくりは、ユニバーサルデザインの理念に基づき、高齢者や障害者を含めた全ての人を対象としていることから、あらゆる施策の中に当然の視点として組み込んでいくことが重要です。

また、計画の策定に当たっては、福祉のまちづくりを推進する上で必要な関連施策や他の計画と整合性を図っています。

3 計画の目標

本推進計画では、東京 2020 大会とその先を見据えたユニバーサルデザインの先進都市東京の実現に向け、「誰もが、自分の意思で円滑に移動し、必要な情報を入手しながら、あらゆる場所で活動に参加し、共に楽しむことができる社会」を目標とします。

また、推進に当たり留意すべき3つのポイントとして、「福祉のまちづくりで目指す社会像の共有」、「高齢者や障害者等の当事者の参加と意見の反映」、「都民、事業者、行政等が一体となった取組の推進」を踏まえつつ、一層の施策の充実を図っていきます。

(目標と推進に当たり留意すべき3つのポイント)



4 5つの視点

次の5つの視点に立って、区市町村や事業者、都民とも連携しながら、総合的かつ計画的に施策を進めていきます。

(1) 誰もが円滑に移動できる交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進

全ての人々が安全で快適に移動できるよう、地域住民と連携しながら、旅客施設等を中心とした地区等における面的・一体的な整備を推進するなど、交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進を図っていきます。

(2) 全ての人々が快適に利用できる施設や環境の整備

全ての人々が安全で安心して暮らし、訪れることができるよう、建築物のバリアフリー化をより一層進めるとともに、高齢者や障害者等の当事者参加の取組により、利用者の視点に立って快適に利用できる施設や環境の整備を進めていきます。

(3) 災害時・緊急時に備えた安全・安心のまちづくりの推進

災害時・緊急時に高齢者や障害者等の要配慮者の安全を確保するため、事前の備えや発災後の応急対策、避難所におけるバリアフリー化等の取組を推進していきます。
また、日常生活の中で発生する事故の防止や、安全教育等の理解を促進するための取組など、安全対策を推進していきます。

(4) 様々な障害特性や外国人等に配慮した情報バリアフリーの推進

誰もが必要な情報を適切な時期に容易に入手できるよう、情報の入手が困難な人にとっても分かりやすい様々な手段による情報提供を推進していきます。

(5) 都民等の理解促進と実践に向けた心のバリアフリーの推進

誰もが円滑に移動し、様々な活動を楽しめるまちづくりを進めるため、全ての人々が平等に参加できる社会や環境について考え、必要な行動を続ける心のバリアフリーを推進していきます。

5 計画の推進体制

福祉のまちづくりを推進するためには、都、区市町村、事業者、都民など、地域社会の様々な活動主体が、理解と協力のもと、一体となって推進することが重要です。

また、それぞれが果たす役割と責任を明確に認識し、主体的に行動し、互いに協働して進めていくことが必要です。

(1) 都民の役割

都民は、福祉のまちづくり推進のため、高齢者や障害者を含めた全ての人にとって暮らしやすく、訪れやすいまちづくりへの理解を深め、それを進める取組に積極的に参加、協力することが求められています。

なお、都民等が多様性への理解を深め受容する姿勢を持ち、自ら地域社会への参加と交流を図り、地域の人々とふれあいを深めるなど、地域における福祉のまちづくり推進の一員として地域の人々と連携・協働しやすい環境の整備については、都や区市町村の役割として求められています。

(2) 都の役割

都は、高齢者や障害者を含めた全ての人々が自由に移動し、平等に社会参加できるよう、区市町村、事業者及び都民の参加と協力の下に、広域的な観点から福祉のまちづくりを一体的に推進しています。このため、次の役割が求められています。

- ・福祉のまちづくり推進の仕組みづくりを進めること。
- ・都立施設について、施設管理者として施設整備を図ること。
- ・区市町村が地域における福祉のまちづくりの推進主体として最大限役割を發揮できるように、区市町村の取組を支援すること。
- ・都民、事業者等の福祉のまちづくりへの理解と主体的な活動を促進するため、意識の醸成、情報の提供及び技術的支援をすること。

(3) 区市町村の役割

区市町村は、住民に最も身近な基礎的自治体として、地域の特性やニーズに応じた福祉のまちづくりを推進することとされています。このため、次の役割が求められています。

- ・住民等の参加の下、地域における福祉のまちづくり推進体制を整備すること。
- ・区市町村立施設について、施設管理者として施設整備を図ること。

(4) 事業者の役割

都市施設を所有し管理する事業者は、行政や他の事業者と連携、協働して、高齢者や障害者を含む全ての人々が安全かつ円滑に施設を利用できるように努めることとされています。このため、次の役割が求められています。

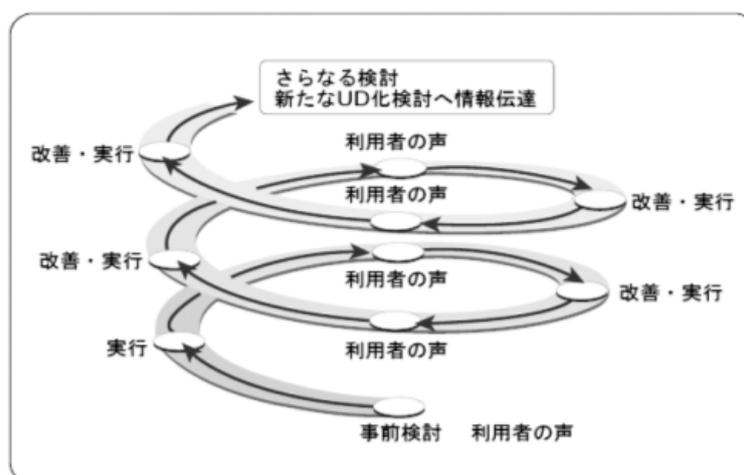
- ・自らが所有・管理する施設、物品及び提供するサービスなどについて、法令や条例等の趣旨を十分に踏まえた取組を実施すること。
- ・都市施設の整備について、施設を主に利用する都民の意見を、計画段階だけではなく、整備中、整備後の各過程で取り入れて推進すること。

6 計画の進行管理

福祉のまちづくりを効果的に進めるため、計画に盛り込む各事業の目標を設定するとともに、結果だけではなく、プロセス（過程）も重視し、検証や定期的な評価を行い、それに基づき新たな施策を講じる、スパイラルアップの仕組み※7による進行管理を行います。

また、検証や評価には、高齢者や障害者等の当事者、事業者、区市町村及び都が参加して、意見を聴取し、行政による事業の評価や世論調査の考察とあわせて、施策や次の計画に反映させるための仕組みづくりを進めていきます。

(参考) スパイラルアップの仕組み



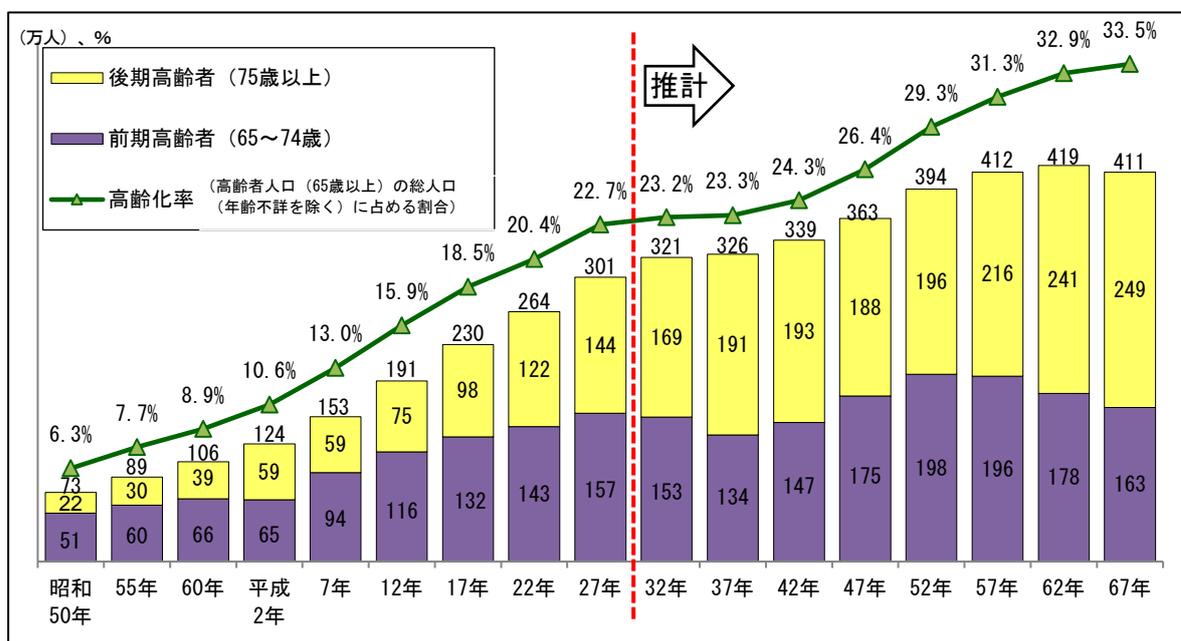
第2章 都におけるバリアフリーをめぐる現状

第2章 都におけるバリアフリーをめぐる現状

1 社会的背景

- 東京の高齢者人口の割合（高齢化率）は、平成27年は22.7%でしたが、今後更に高齢化が進み、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年(2025年)には23.3%、平成42年(2030年)には24.3%（約4人に1人が高齢者）になると見込まれています。
- 高齢者人口の推移を見ると、平成27年には前期高齢者が約157万人、後期高齢者が約144万人ですが、今後、後期高齢者が大幅に増加し、平成32年(2020年)には後期高齢者の人口が前期高齢者を上回ると予測されています。

＜東京都の高齢者人口の推移＞



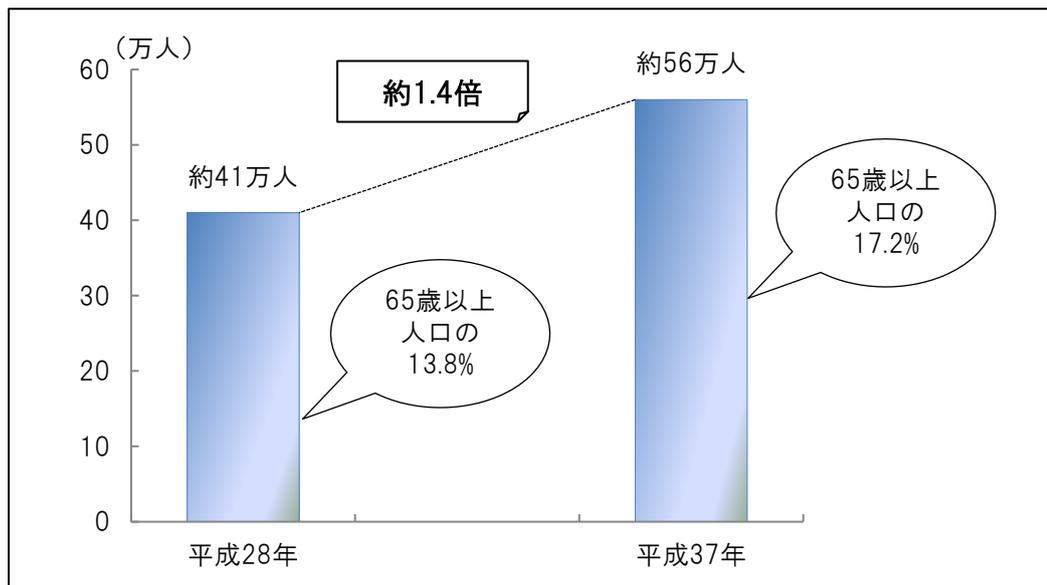
(注) 1万人未満を四捨五入しているため、内訳の合計値と一致しない場合がある。

資料：総務省「国勢調査」[昭和50年から平成27年まで]

平成32年以降は東京都政策企画局による推計（「2020年に向けた実行プラン」の掲載図を改変）

- 都内の要介護（要支援）認定を受けている高齢者のうち、何らかの認知症の症状を有する人は、平成 28 年 11 月時点で約 41 万人に上り、平成 37 年（2025 年）には約 56 万人に達する見込みです。

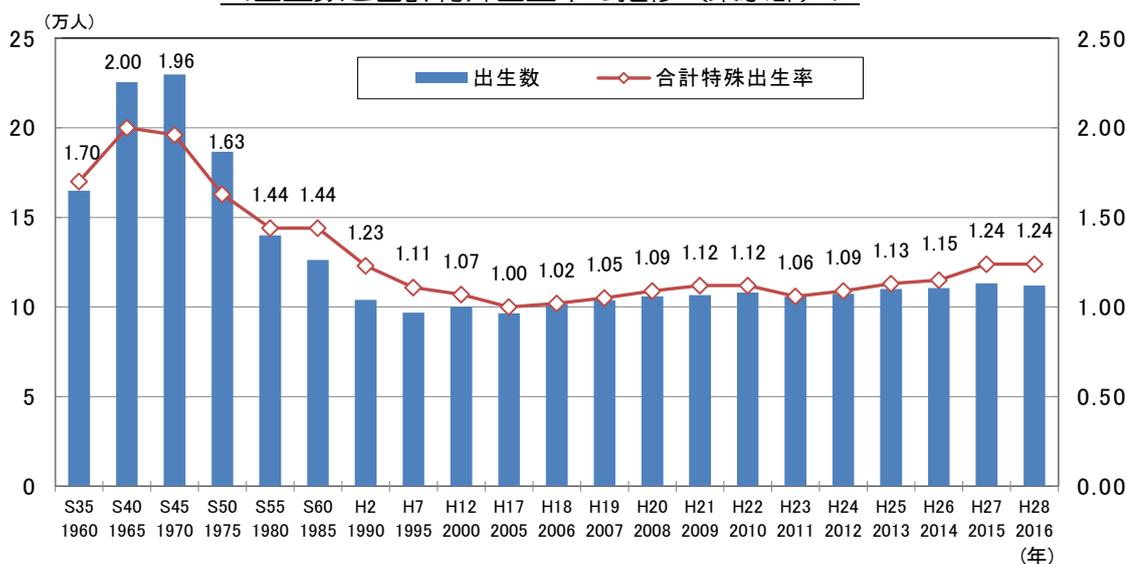
<何らかの認知症の症状がある高齢者（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅰ以上）の推計>



資料：東京都福祉保健局「認知症高齢者数等の分布調査（平成 28 年度）」を基に推計

- 都においては、出生数の微増と転入人口超過があいまって年少人口が増加していますが、合計特殊出生率は平成 17 年に 1.00 と過去最低を記録し、平成 28 年は 1.24 と上昇しているものの、依然として低い水準となっています。

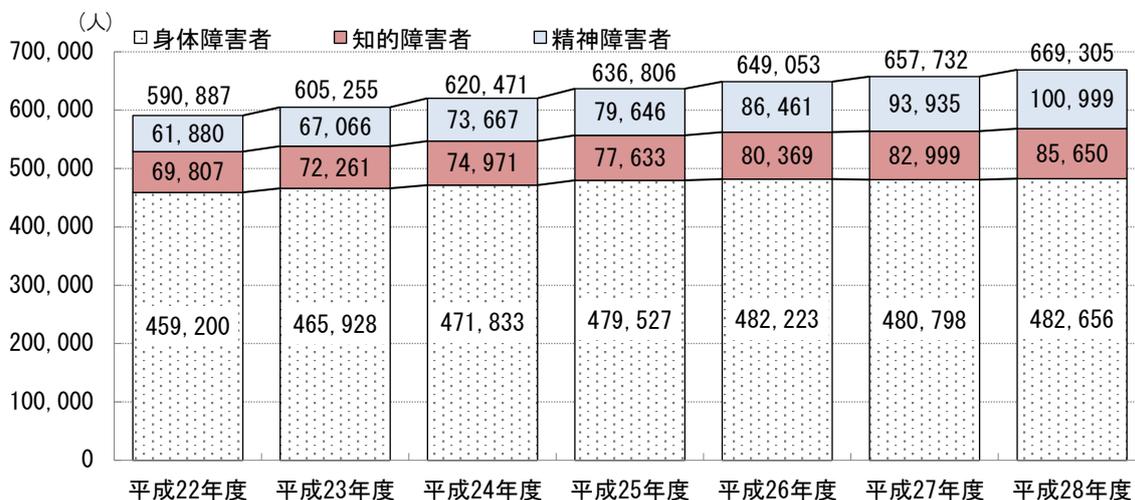
<出生数と合計特殊出生率の推移（東京都）>



出典：厚生労働省「人口動態統計」

- 都内の障害者手帳の所持者数は、平成 28 年度末では約 67 万人となっており、増加傾向にあります。

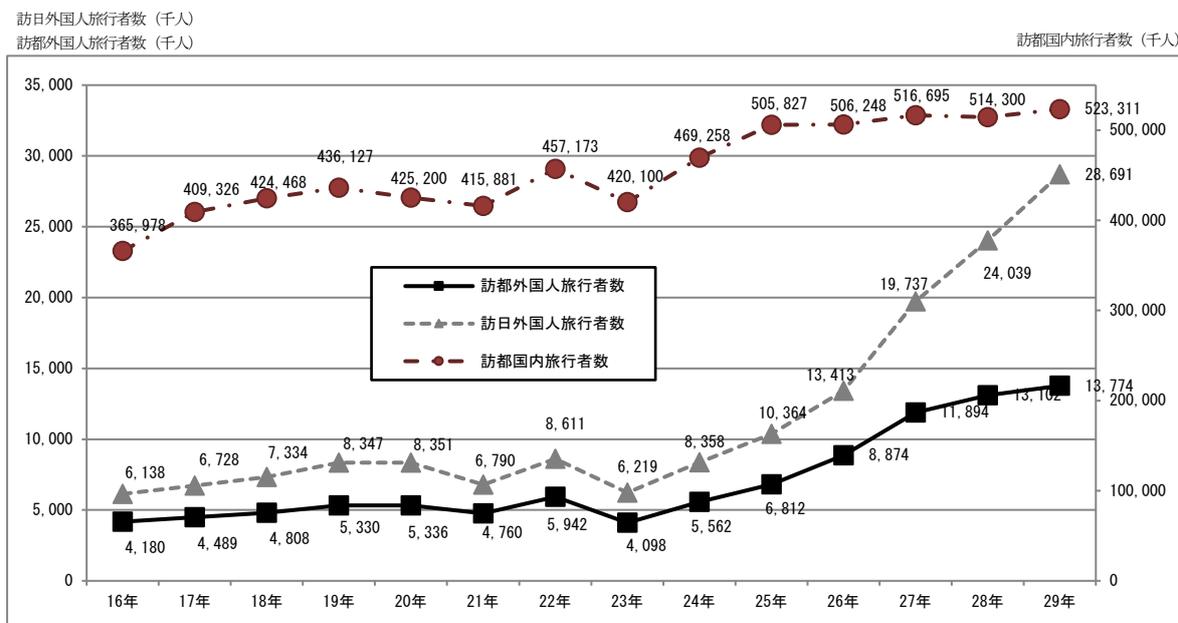
＜都内の障害者手帳所持者数の推移（各年度末現在）＞



出典：東京都福祉保健局「月報（福祉・衛生行政統計）」

- 東京を訪れた外国人旅行者数は、平成 29 年に約 1,377 万人となっており、平成 25 年（約 680 万人）から倍増しています。
- また、東京を訪れた国内旅行者数は、平成 29 年は約 5 億 2 千万人でした。

＜訪日・訪都外国人旅行者数及び訪都国内旅行者数の推移＞



出典：日本政府観光局「訪日外客数」
東京都産業労働局「東京都観光客数等実態調査」

2 我が国等の動向

(1) 障害者権利条約※8の批准と国内法の整備

平成26年1月、国は、障害者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である、「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」という。）を批准しました。この条約は、障害者の尊厳、自律及び自立の尊重、無差別、社会への完全かつ効果的な参加及び包容等を一般原則とし、障害に基づくいかなる差別もなしに、全ての障害者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進するための措置を締約国がとること等を定めています。

障害者権利条約の締結に先立ち、国内法令の整備が進められてきました。平成23年8月に障害者基本法が改正され、日常生活又は社会生活において障害者が受ける制限は、社会の在り方との関係によって生ずるといふいわゆる社会モデルに基づく障害者の概念や、障害者権利条約にいう「合理的配慮」※9の理念が盛り込まれました。

平成25年6月には、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が制定され、平成28年4月に施行されました。

障害者差別解消法では、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、行政機関等や民間事業者に対し、障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、障害のある人が直面する社会的障壁を除去するため、本人の求めに応じて合理的配慮を行うこととしています。

(2) ユニバーサルデザイン2020行動計画※10の策定

平成29年2月、国は、東京2020大会を契機とした共生社会の実現に向けて、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」をとりまとめました。

行動計画では、二つの柱として、国民の意識やそれに基づくコミュニケーション等、個人の行動に向けて働きかける取組（心のバリアフリー分野）と、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進する取組（街づくり分野）をそれぞれ展開することとしています。

また、平成32年（2020年）に各施策が確実に実現されるよう、障害当事者が参加した会議により、関係府省等の施策の実施状況を確認・評価し、その結果を踏まえて施策を改善することを定めています。

これを踏まえ、平成30年3月に、観光庁では、ホテル・旅館、旅行会社、観光案内所等で従事している観光関係者が「心のバリアフリー」を実践できるように待遇マ

マニュアルを作成しました。さらに、平成 30 年 5 月に、国土交通省では、高齢者や障害者等に対する交通事業者による統一された一定水準の接遇を確保するために、交通モード毎の特性や様々な障害の特性等に対応した「交通事業者向け接遇ガイドライン」を作成しました。

(3) Tokyo 2020 アクセシビリティ・ガイドラインの策定

東京 2020 大会に向けたアクセシビリティに関する指針として、平成 29 年 3 月に「Tokyo 2020 アクセシビリティ・ガイドライン※11」（以下「東京版ガイドライン」という。）が策定されました。

東京版ガイドラインでは、「IPC アクセシビリティガイド※12」（以下「IPC ガイド」という。）に掲げる「公平」、「尊厳」、「機能性」の 3 つの基本原則に基づき、東京 2020 大会が、選手や観客等として訪れる全ての人にとって参加しやすい大会となるよう、競技会場や会場までの経路の整備に関する技術仕様の基準や、ボランティアなどの関係者への接遇トレーニングについて定めています。

大会準備を通じ、このガイドラインを関係者で共有し、大会を契機としたハード・ソフト両面の国際的な水準に基づくアクセシブルな環境整備を促進するとともに、大会を契機として、大会に直接関わらない方々を含めてこのガイドラインを活用した環境整備に幅広く取り組むことで、レガシーとして共生社会の実現を目指すこととしています。

(4) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等の改正

国は、東京 2020 大会での国内外からの来訪者等の増大を見据え、新築だけでなく既存施設のバリアフリー化にも取り組む必要があることから、ホテル客室やトイレについての改修の観点等を盛り込むため、平成 29 年 3 月に高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準を改正しました。

また、「バリアフリー法に基づく交通バリアフリー基準」（「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」）及び「公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン」について、平成 30 年 3 月に大規模駅における移動等円滑化経路の複数化や、利用状況に応じたエレベーターの複数化・大型化等を盛り込む改正を行いました。

さらに、ハード対策及びソフト対策の計画作成や取組状況の報告及び公表などの公共交通事業者の取組の推進や、バリアフリーのまちづくりに向けた地域の取組強化等を盛り込んだ「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」が平成 30 年 5 月に公布されました。

平成 30 年 10 月には、宿泊施設の客室のバリアフリー化に向けて、バリアフリー

法に基づく建築物移動等円滑化基準のうち、「ホテル又は旅館の客室」に係る基準の見直しも行われました。

3 世論調査等の結果

都では、福祉・保健・医療施策の推進の基礎資料とするため、東京都福祉保健基礎調査を実施しており、平成28年度に「都民の生活実態と意識」について調査を行いました。

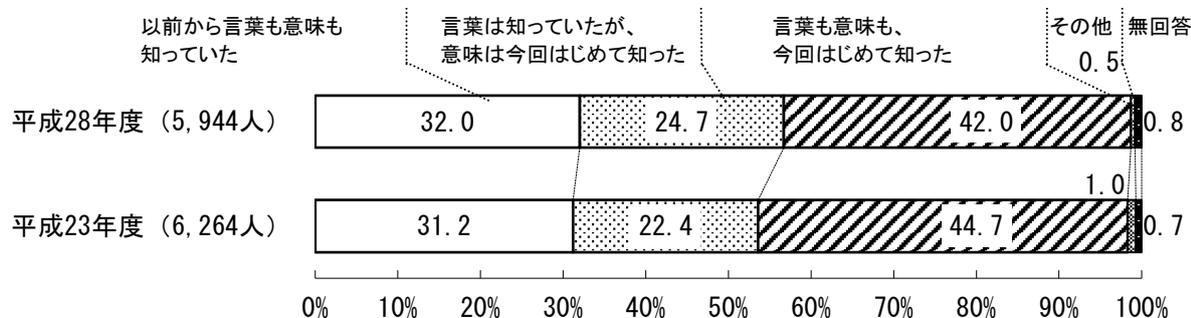
また、心のバリアフリーをより一層推進していく基礎資料とするため、平成28年度に「心のバリアフリーに関する事例収集及び意識調査」を行いました。

調査の結果は次のとおりです。福祉のまちづくりが都民の意識としてどう進展したか等も踏まえ、今後の施策展開を図っていく必要があります。

<「ユニバーサルデザイン」という言葉や意味を知っている人は約3割>

- 「ユニバーサルデザイン」という言葉や意味を知っているかどうか聞いたところ、「以前から意味も言葉も知っていた」の割合は32.0%で、5年前とほとんど変わっていません。
- また、「言葉は知っていたが、意味は今回はじめて知った」の割合は24.7%で、56.7%が「ユニバーサルデザイン」という言葉を知っていました。
- 一方、「バリアフリー」という言葉の認知度を聞いたところ、聞いたことがあると回答した割合は84.4%でした。
- また、「心のバリアフリー」という言葉の認知度は、聞いたことがあると回答した割合は34.0%でした。

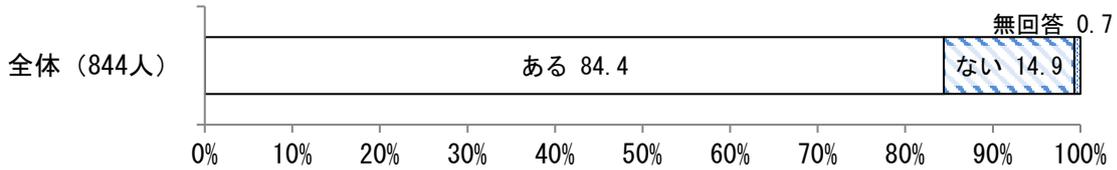
(ユニバーサルデザインの認知度)



出典：東京都福祉保健局「平成28年度東京都福祉保健基礎調査『都民の生活実態と意識』」（平成29年11月）

(バリアフリーの認知度)

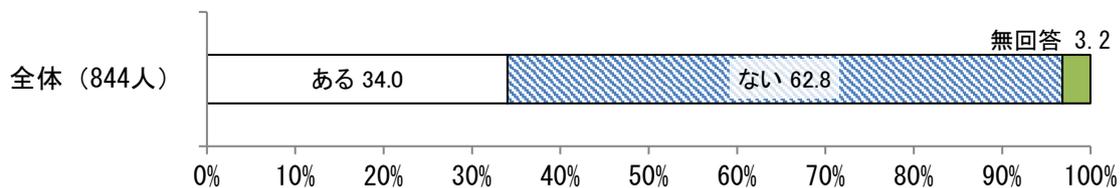
あなたはこれまでに「バリアフリー」という言葉を聞いたことがありますか



出典：東京都福祉保健局「心のバリアフリーに関する事例収集及び意識調査」（平成 29 年 3 月）

(心のバリアフリーの認知度)

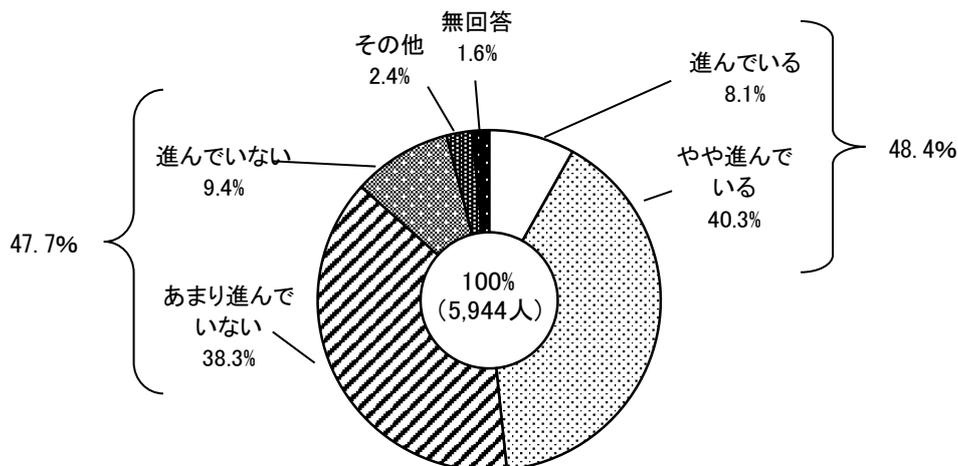
「心のバリアフリー」という言葉を聞いたことがありますか



出典：東京都福祉保健局「心のバリアフリーに関する事例収集及び意識調査」（平成 29 年 3 月）

<東京のハード面のバリアフリーの印象は「進んでいる」と「進んでいない」が拮抗>

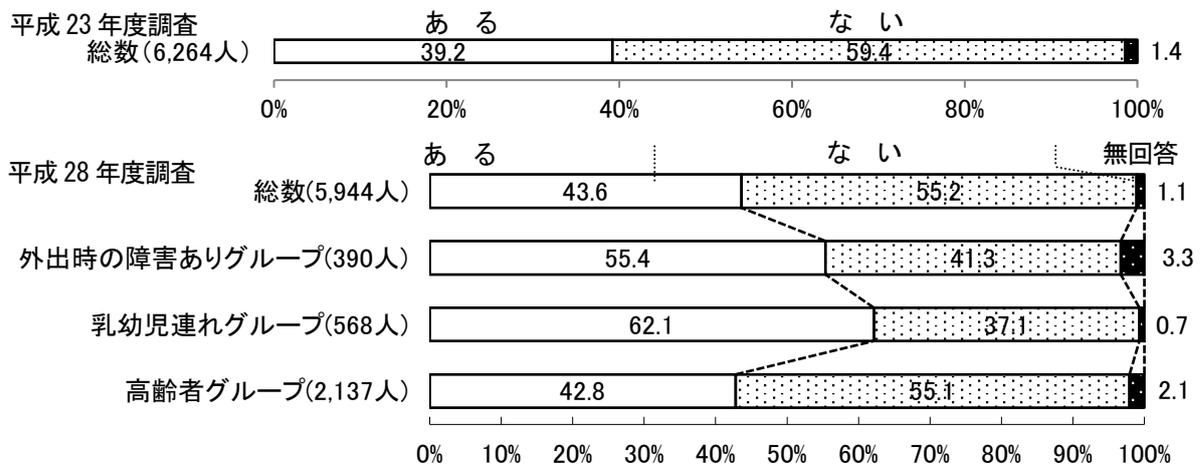
- 現在の東京のまちにおける建物、道路、駅、電車などの施設や設備のバリアフリー化の状況について、「進んでいる」と「やや進んでいる」を合わせた割合は 48.4%で、「進んでいない」と「あまり進んでいない」を合わせた割合の 47.7%とほぼ同じ割合でした。



出典：東京都福祉保健局「平成 28 年度東京都福祉保健基礎調査『都民の生活実態と意識』」（平成 29 年 11 月）

<日常よく出かけるところに着くまでのバリアがあると回答した人は4ポイント増>

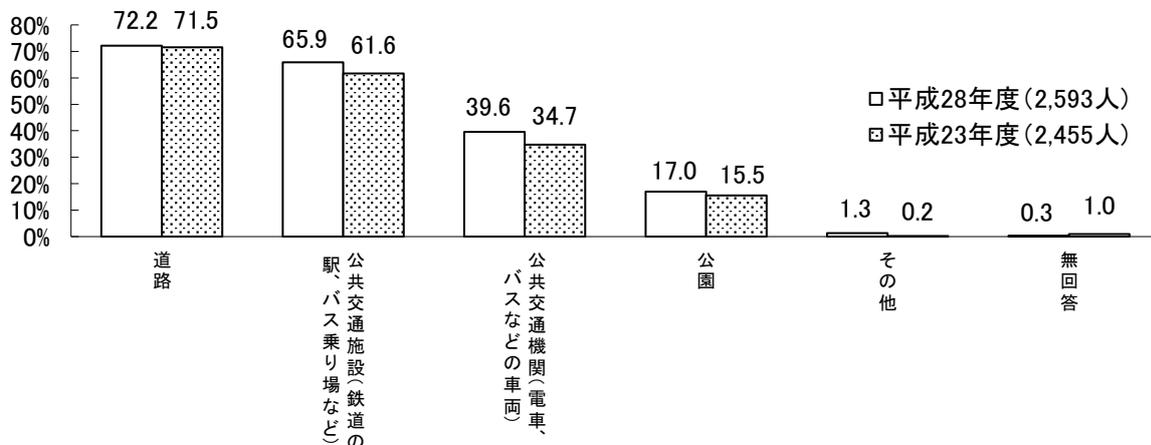
- 日常よく出かけるところ（職場、学校、買い物先など）に着くまでに、道路や駅、電車やバスなどで、バリアフリー化が進んでいないために、不便や不安（以下「バリア」という。）を感じるところがあるかを聞いたところ、「ある」の割合は43.6%で、5年前（平成23年度調査）の結果と比べると、4.4ポイント高くなっています。
- また、乳幼児連れのグループで、「ある」の割合は6割を超えています。



出典：東京都福祉保健局「平成28年度東京都福祉保健基礎調査『都民の生活実態と意識』」（平成29年11月）

<バリアを感じる箇所は、「道路」が7割、「公共交通施設」が6割超>

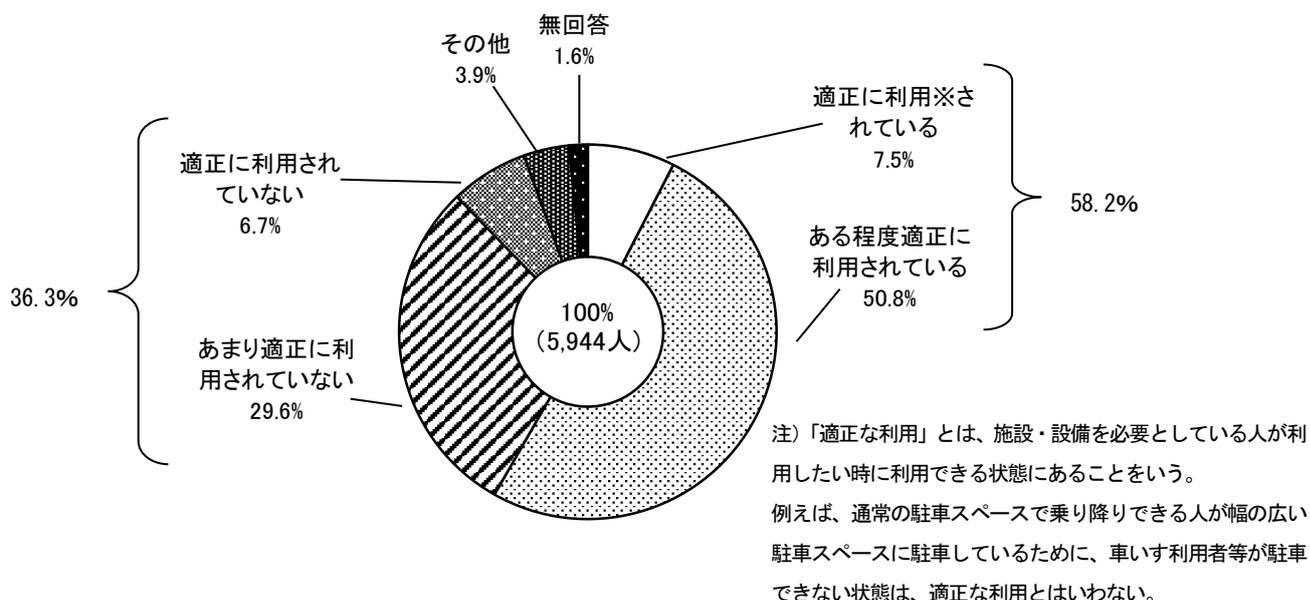
- 日常よく出かけるところに着くまでにバリアを感じるところが「ある」と回答した人に、バリアを感じる箇所を聞いたところ「道路」が72.2%で最も高く、次に「公共交通施設（鉄道の駅、バス乗り場など）」が65.9%でした。



出典：東京都福祉保健局「平成28年度東京都福祉保健基礎調査『都民の生活実態と意識』」（平成29年11月）

<施設や設備の利用状況は、「適正に利用されている」と思う人は6割弱>

- 車いす利用者等にも使いやすい施設や設備（様々な機能がついている広いトイレや、幅の広い駐車スペースなど）の利用状況等について聞いたところ、「適正に利用されている」と「ある程度適正に利用されている」を合わせた割合は58.3%となっています。
- 一方、「適正に利用されていない」と「あまり適正に利用されていない」を合わせた割合は36.3%となっています。

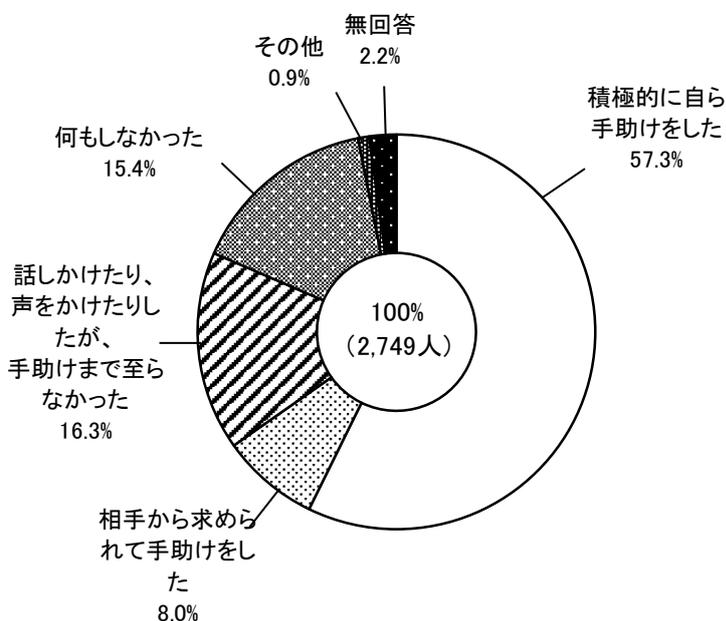


出典：東京都福祉保健局「平成28年度東京都福祉保健基礎調査『都民の生活実態と意識』（平成29年11月）」

<困っている人を見かけたときに、何もしなかった人は15%>

- 外出の際、高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児を連れた人などが困っているのを見かけたり、出会ったりしたことがある人に、その時どのような行動をとったかを聞いたところ、「積極的に自ら手助けをした」人の割合は57.3%で、「相手から求められて手助けをした」人(8.0%)を合わせた割合は65.3%でした。

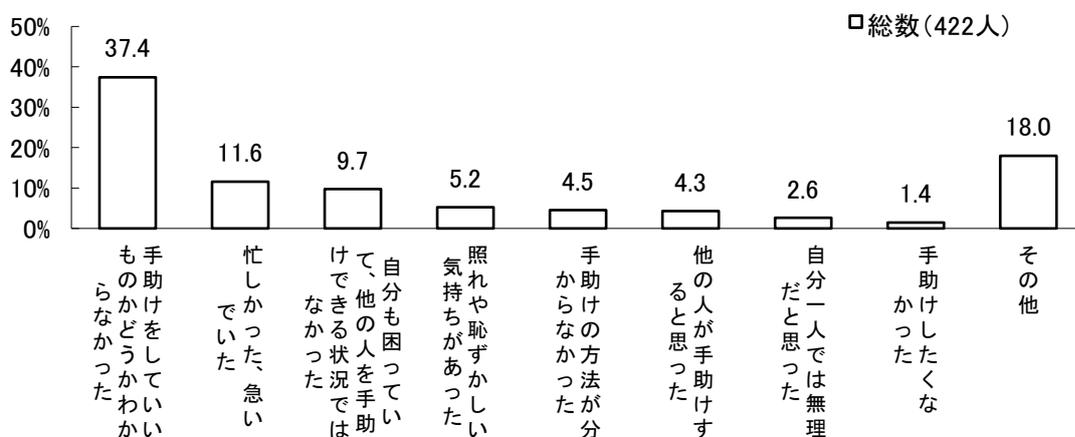
○ 一方、「何もしなかった」人の割合は 15.4%で、5年前と同じ数値でした。



出典：東京都福祉保健局「平成 28 年度東京都福祉保健基礎調査『都民の生活実態と意識』」（平成 29 年 11 月）

<何もしなかったのは、「手助けをしいものかどうかわからなかった」から>

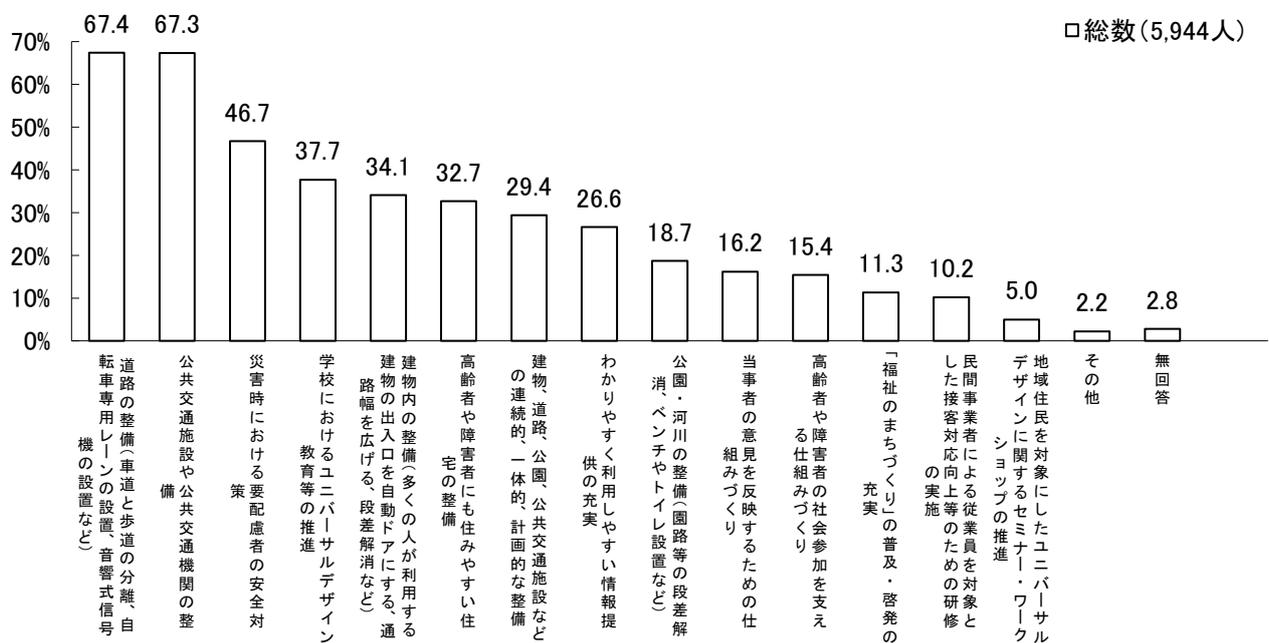
○ 「何もしなかった」人に、その理由を聞いたところ、「手助けをしいものかどうかわからなかった」の割合が 37.4%で最も高く、次に「忙しかった、急いでいた」が 11.6%でした。



出典：東京都福祉保健局「平成 28 年度東京都福祉保健基礎調査『都民の生活実態と意識』」（平成 29 年 11 月）

<福祉のまちづくりで重点的に取り組む必要があるものは、道路や公共交通の整備>

- 今後、「ユニバーサルデザインの理念に基づいた福祉のまちづくり」を進めていくに当たり、都が特に重点を置いて取り組む必要があるものを聞いたところ、「道路の整備」が67.4%、「公共交通施設や公共交通機関の整備」が67.3%でした。
- 続いて、「災害時における要配慮者の安全対策」が46.7%、「学校におけるユニバーサルデザイン教育等の推進」が37.7%となっています。



出典：東京都福祉保健局「平成28年度東京都福祉保健基礎調査『都民の生活実態と意識』」（平成29年11月）

第3章 福祉のまちづくりの分野別施策

第3章 福祉のまちづくりの分野別施策

1 誰もが円滑に移動できる交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進

全ての人が安全で快適に移動できるよう、地域住民と連携しながら、旅客施設等を中心とした地区等における面的・一体的な整備を推進するなど、交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進を図っていきます。

(1) 交通機関におけるバリアフリー化の推進

【現状】

- 都内の鉄道駅については、エレベーター設置等による段差解消、だれでも使いやすいトイレ、視覚障害者誘導用ブロック※13、ホームドア等のバリアフリー化の整備が進んでいます。
- 都営地下鉄駅においては、エレベーター等による1ルート確保は既に完了しており、東京メトロなど他の事業者とも連携を図りながら、乗換駅等でのエレベーター整備を進めています。
- 地域の身近な移動手段であるバス車両のノンステップ化が進んでいます。
また、車いす使用者等が利用しやすいユニバーサルデザインタクシー車両が普及しつつあります。
- 都内の公共交通施設・車両のバリアフリー化は、全国の整備率と比べ進展しています。

<主なバリアフリー化等の進捗状況>

- ① 都内鉄道駅（JR・私鉄・メトロ・都営地下鉄）のバリアフリー化の進捗状況
 - 「鉄道駅エレベーター等整備事業」の平成26年度から29年度までの補助実績：17駅

<都内鉄道駅のバリアフリー化の進捗状況>

	平成29年度末の状況		
	全駅数	整備済駅数	整備率(%)
「エレベーター等による段差解消」の整備状況	755	707	93.6%
「だれでもトイレ」の整備状況(路面電車の駅を除く。)	715	686	95.9%
「視覚障害者誘導用ブロック」の整備状況	755	752	99.6%
「ホームドア、可動式ホーム柵」の整備状況	755	270	35.8%

② 都内のノンステップバス車両の普及状況

- 「だれにも乗り降りしやすいバス整備事業」の平成29年度補助実績： 36両
- 都営バスについては、平成24年度に全車両ノンステップ化を完了

<都内のノンステップバス車両の普及状況>

	平成29年度末の状況		
	全車両数	整備済車両数	整備率(%)
民営バス	4,255両	3,880両	91.2%
都営バス	1,476両	1,476両	100%
合計	5,731両	5,356両	93.5%

【課題】

- 東京では、鉄道やバスによる公共交通のネットワークが整備されており、こうした公共交通を利用して誰もが円滑に移動できるようになるためには、車両や施設のバリアフリー化をより一層進めることが重要です。

また、公共交通事業者は、施設整備などハード面の対策に加えて、接客研修などソフト面の対策の計画作成や取組状況の報告及び公表など、ハード・ソフト一体的な取組を推進する必要があります。

<鉄道駅のバリアフリー化のイメージ>



- 鉄道駅においては、駅の出入口から車両の乗降口に至る経路において、エレベーター等を利用することにより、誰もが安全に連続して通行できる1ルートの確保が都内では進められてきましたが、今後は、移動等円滑化経路の最短化・大規模な駅における複数化の整備を進めるとともに、他路線への乗継ぎ経路のバリアフリー化に向けた

整備を推進する必要があります。

- また、複数の鉄道やバス等が乗り入れるターミナル駅等においては、交通事業者や施設管理者等が連携し、表示内容やデザイン等を統一し、情報の連続性を確保した分かりやすい案内サインの整備を進める必要があります。

- さらに、転落事故を防止するための設備として効果の高いホームドアは、東京 2020 大会までは、特に、利用者数の多い駅や東京 2020 大会会場周辺駅等について、重点的に整備を進めるとともに、東京 2020 大会以降も利用者の多い駅について、整備を進めていく必要があります。

<ホームドア整備のイメージ>



- 路線バス車両については、引き続きノンステップ化を促進していく必要があります。また、交通事業者による一定水準の接遇を確保し、高齢者や障害者等の移動等の円滑化を推進するために国土交通省が作成した「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン」を踏まえた対応を講じる必要があります。
- また、リフト付きの観光バスや空港リムジンバス、車いす使用者等が利用しやすく、環境性能にも優れたユニバーサルデザインタクシー車両の導入を支援するなど、誰もが利用しやすいバスやタクシーの車両の普及について推進する必要があります。

【今後の取組の方向性】

- 高齢者や障害者を含めた全ての人の円滑な移動を促進するため、東京メトロの駅においては、東京メトロが施行する地下高速鉄道の大規模改良に対する助成を通じて、バリアフリー化やホームドアの整備の促進を図っていきます。

また、都内のJR及び私鉄の鉄道駅（東京メトロを除く。）においても、エレベーター・ホームドア・多機能トイレ等の整備を行うよう、鉄道事業者や区市町村へ働きかけるとともに、区市町村と連携してエレベーター等の整備に対する補助をすることにより整備の促進を図っていきます。

都営交通では、地下鉄車両において浅草線等の新型車両等の各車両に車いすスペース又はフリースペースを導入、施設では駅トイレへの簡易多機能便房の整備を図るなど、バリアフリー法や福祉のまちづくり条例に基づいたバリアフリー化を継続して進めていきます。

- 鉄道駅において、エレベーター等による1ルート確保の完了を目指します。また、JR及び私鉄の鉄道駅（東京メトロを除く。）においては、移動等円滑化経路の最短化・大規模な駅における複数化の整備や、乗継ぎ経路のバリアフリー化の整備を行うよう、鉄道事業者や区市町村へ働きかけるとともに、区市町村と連携してエレベーター等の整備に対する補助をすることにより整備の促進を図っていきます。

都営地下鉄駅においては、東京 2020 大会後を見据え、更なる利便性向上を図るため、駅の構造や周辺状況等を踏まえながら、乗換駅等でのエレベーター整備を進めつつ、移動等円滑化経路の複数化についても検討していきます。

- 多数の鉄道やバスが乗り入れる新宿駅では、利用者本位のターミナルの実現に向け、交通事業者や施設管理者と協議会を立ち上げ、駅の構造に適したサイン体系を構築し、歩行者動線に対する適切な配置や、統一感のある表記による分かりやすい案内サインの整備などに取り組んでいます。

これに続き、渋谷駅や池袋駅などの他の主要ターミナルにおいても、地元区市などが中心となって、関係者間で協議しながら、分かりやすい案内サインの整備などを進めていきます。

- JR及び私鉄の鉄道駅（東京メトロを除く。）におけるホームドア等の整備については、区市町村と連携して補助をすることにより、鉄道事業者による整備の促進を図っていきます。

都営地下鉄では、三田線と大江戸線の全駅でホームドア整備を完了しています。新宿線では平成31年（2019年）秋までに全駅への整備を進めます。浅草線は東京2020大会までに新橋、大門、三田及び泉岳寺の4駅に先行整備を行うとともに、平成35年度（2023年度）までに交通局が管理する全ての駅での整備完了を目指します。

- 路線バス車両については、引き続きノンステップ化を促進していきます。

都営バスでは、バス車内後方の通路段差を解消したフルフラットバスを国内で初めて導入し、平成30年度に営業運行を開始しました。

今後も、よりバリアフリーに資する車両の導入を支援していきます。

<フルフラットバスのイメージ>



○ 都営バスにおいては、バス停留所における、上屋とベンチの整備を行い、利用者の快適性向上を図ります。

＜都営バス停留所のイメージ＞



○ 都心と臨海地域とを結ぶBRT（バス高速輸送システム）では、車いす利用者など、あらゆる方々がスムーズに乗り降りできるような停留施設を整備するなど、バリアフリーに配慮した計画とします。

＜単車バス（燃料電池バス）のイメージ＞



＜連節バスのイメージ＞



＜スムーズな乗り降りを実現した例＞
（新潟市）



＜上屋を設けた停留施設の例＞
（アメリカ合衆国ミシガン州 グランドラピッズ）



○ 国内外から多様な旅行者を迎えるに当たり、高齢者や障害者等が安心して都内観光を楽しめるよう、観光バスや空港リムジンバスについては、乗降用リフト付車両の導入の支援を行っていきます。

＜リフト付き観光バスのイメージ＞



東京2020大会までに都内の2割に当たる約1万台のタクシーについて、環境性能が高く、車いすに乗ったまま安全に乗降できるユニバーサルデザインタクシーの活用促進に向けて、車両の普及促進と円滑な利用を支援していきます。

(2) 道路におけるバリアフリー化の推進

【現状】

- 都民生活を支える最も基礎的な社会基盤として重要な役割を担っている道路について、高齢者や障害者を含めた全ての人が安全で快適に歩行・移動ができるよう、歩車道の分離、歩道の平坦性や有効幅員の確保などのバリアフリー化に取り組んでいます。

高齢者や障害者などを含む多くの方が日常生活で利用する駅や公共施設、病院などを結ぶ都道（特定道路※14 及び想定特定道路※15）等において、区市町村の整備計画と整合を図りながら、歩道の段差解消、勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置などに取り組んできました。

東京 2020 大会に向けて、競技会場や観光施設周辺等において、都道等のバリアフリー化を進めるとともに、国や区市等と連携し、道路の面的なバリアフリー化を推進しています。

- 歩道の整備・改善などにより、安全で安心して歩ける道路空間を提供するとともに、道路の無電柱化により、快適な道路空間を形成してきました。

また、都市計画道路を中心とした広域的な道路ネットワークの充実や、道路と鉄道の立体交差化の推進等を図ってきました。

- 高齢者や障害者などの交通事故を防止し、安全に、安心して道路を利用できるよう、高齢者・視覚障害者等用信号機※16、エスコートゾーン※17 の整備も着実に進展しています。

<主なバリアフリー化等の進捗状況>

① 都道のバリアフリー化の進捗状況

○ 整備実績

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
—	6km	21 km	21 km

※平成 28 年 3 月に「東京都道路バリアフリー推進計画」を新たに策定、平成 29 年度末時点で同計画に基づく都道の対象延長 180 kmのうち、50 kmを整備、整備率は 28%

② 高齢者等・視覚障害者用の信号機、エスコートゾーンの整備状況

	平成 26 年度末時点 の整備箇所数	平成 27 年度末時点 の整備箇所数	平成 28 年度末時点 の整備箇所数	平成 29 年度末時点 の整備箇所数
歩行者感应式信号機 (旧：高齢者等 感应式信号機)	646 か所	648 か所	659 か所	666 か所
視覚障害者用信号機	2,187 か所	2,243 か所	2,336 か所	2,414 か所
エスコートゾーン	544 か所	570 か所	580 か所	601 か所

【課題】

- 東京 2020 大会の競技会場周辺等や、多くの人が日常生活で利用する駅、公共施設、福祉施設などを結ぶ道路のバリアフリー化を引き続き計画的に進めるとともに、今後は、障害者団体等の参加を得ながら、歩道の段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置等、より利用者目線に立った取組を進める必要があります。

<道路のバリアフリー化のイメージ>



【今後の取組の方向性】

- 高齢者や障害者を含めた全ての人が安全で快適に歩行・移動ができるよう、歩道や地下歩道の整備、横断歩道橋等について、スロープ・エレベーターを設置するなどバリアフリー化の整備を進め、利便性の向上を図ります。

<横断歩道橋のエレベーター整備例>



駅や公共施設、病院などを結ぶ都道等においては、計画的に、歩道の段差解消、勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置などのバリアフリー化を引き続き進めます。

- 東京 2020 大会の競技会場周辺等での道路の面的なバリアフリー化の取組を、大会のレガシーとして次世代に引き継いでいくため、主な駅の周辺で、特に高齢者や障害者等が徒歩で頻繁に利用する道路について、国や区市等と連携し面的なバリアフリー化を進めていきます。

<障害者団体等と意見交換のイメージ>

また、障害者団体等と意見交換を行いながらモデル事業路線で試験的にバリアフリー化整備を実施するなど、より利用者目線に立った取組を進めます。



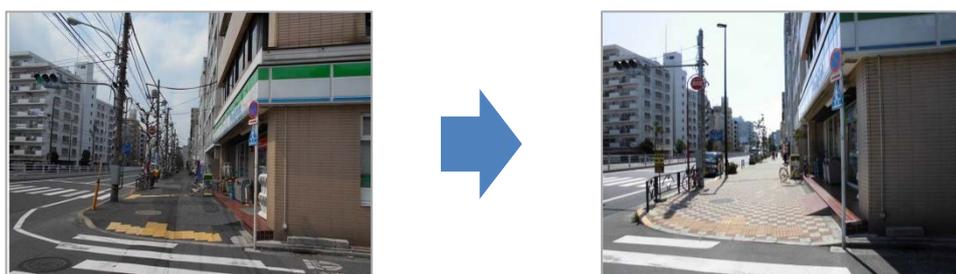
- 道路上の電線類は都市景観を損ね、歩道の電柱は歩行者や車いすの通行の妨げとなります。また、災害時には、電柱の倒壊や電線の切断が物資輸送や救急活動の支障となり、復旧を遅らせる要因となります。

そのため、良好な都市景観の創出、安全で快適な歩行空間の確保、都市防災機能の強化を図るため、電線類を地下に收容し、無電柱化を推進します。

また、利用者の多い主要駅周辺等の都道においては、無電柱化の舗装復旧工事にあわせ、歩道の段差の解消、勾配の改善及び視覚障害者誘導用ブロックの設置などバリアフリー化と一体的に整備を行っていきます。

- 特に、東京 2020 大会の競技会場周辺等での都道等の無電柱化を完了させるとともに、東京 2020 大会以降も都道等の無電柱化を推進していきます。

<道路の無電柱化のイメージ>

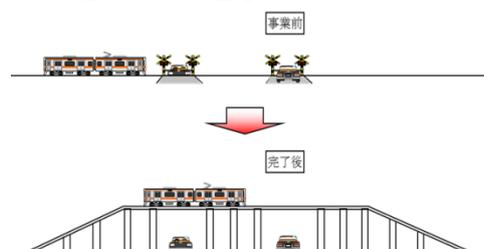


- 渋滞のない効率的で利便性の高い都市の実現は、全ての人の安全かつ快適な移動を可能とすることから、区部環状道路や多摩南北道路をはじめとする都市計画道路などの道路ネットワークを充実させ、交通環境の向上を図ります。

- 道路交通を阻害し、安全で効率的な都市活動の障害となる踏切を除去し、都市の機能や利便性を向上させるため、道路と鉄道の連続立体交差事業を推進します。

また、この事業に伴い立体化される駅施設を安全かつ快適に利用できるよう、鉄道事業者と調整し、エレベーターの整備等を図っていきます。

<連続立体交差事業のイメージ>



- 高齢者や障害者等が安全で安心な歩行環境を確保するため、歩行者感应式信号機、視覚障害者用信号機、ゆとりシグナル、発光式道路標識、エスコートゾーンについて、区市町村の定めるバリアフリー基本構想※18の重点整備地区や、高齢者や障害者等の利用者が多い場所を優先し、さらに、交通状況等も勘案して整備を促進します。

<視覚障害者用信号機のイメージ>



<エスコートゾーンのイメージ>



- 臨海地域において、東京 2020 大会の競技会場や移動空間となることを契機に、道路のバリアフリー化を一体的に推進していきます。

(3) 面的なバリアフリー整備

【現状】

○ まちなかにおける移動等の円滑化を図るためには、個々の施設のバリアフリー化だけでなく、建築物と道路等の施設の継ぎ目を含めた面的・一体的なバリアフリー化が必要不可欠です。

そのため、バリアフリー法では、住民に身近な自治体である区市町村が、駅、道路、公共施設等の一体的・計画的なバリアフリー化を促進するため、個別事業の具体化を待たずにあらかじめバリアフリーの方針を定めるマスタープラン※19を策定するよう努めるものとされています。

また、旅客施設を中心とする地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区（重点整備地区）について基本構想を策定するよう努めるものとされています。

そのため、重点整備地区等のある区市町村では、面的整備のノウハウが蓄積されるとともに、ユニバーサルデザインの理念の普及啓発にも取り組んでいます。

○ 道路・公園などの公共施設を計画的に整備するとともに、良好な生活環境を備えた都市型住宅の供給や、業務施設の近代化を図るなど、安全かつ快適な生活空間を創出する総合的なまちづくりを行うため、防災関連市街地再開発や都市施設整備再開発など、「市街地再開発事業」を着実に進めています。

○ また、公共施設を総合的に整備するとともに、宅地を一体的に整備して土地利用の増進を図り、都市再生及び生活環境の改善を図るため、「土地区画整理事業」を着実に進めています。

○ このほか、都では、連続的・面的な整備の推進を図るため、区市町村が地域の実情に応じ、創意工夫を凝らして主体的に実施する基盤整備を支援しています。

<主なバリアフリー化等の進捗状況>

① 東京都施行市街地再開発事業の実施状況

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
3 地区	2 地区	2 地区	1 地区

② 東京都施行土地区画整理事業の実施状況

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
9地区	6地区	5地区	4地区

③ 「バリアフリー基本構想」の「重点整備地区」での整備状況

○ 基本構想策定に係る補助実績

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
3区	3区	4区	3区

- 平成29年度末時点で、都内21区9市で基本構想を策定し、面的なバリアフリー整備を実施

【課題】

- 区市町村における高齢者や障害者等の自立した生活を確保するためには、旅客施設を中心とした地区等における公共交通機関、建築物、道路、信号機等について、バリアフリー基本構想等に基づく面的・一体的なバリアフリー化をより一層推進する必要があります。

【今後の取組の方向性】

- バリアフリー基本構想を策定する区市町村に対して、基本構想策定経費の一部を補助するとともに、情報提供や技術的助言を行い、高齢者、障害者等の移動や施設利用に当たっての利便性・安全性の向上を促進していきます。
- 都が市街地再開発事業や土地区画整理事業を施行する際は、道路等について、バリアフリー基本構想等に基づく整備を引き続き推進していきます。
- 地域貢献等を十分に達成する優良な開発計画に対して、都市計画法や建築基準法による一般的な規制を緩和する都市開発諸制度を活用することで、民間による市街地の更新を促進し、福祉のまちづくり条例等に適合した市街地整備を推進していきます。

【施策の体系】

1 誰もが円滑に移動できる交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進

(1) 交通機関における バリアフリー化の推進

- 1 鉄道駅エレベーター等整備事業
- 2 鉄道駅エレベーター等整備事業
(東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会会場周辺駅)
- 3 ホームドア等整備促進事業
- 4 ホームドア等整備促進事業
(東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会会場周辺駅)
- 5 東京メトロ駅のバリアフリー化・ホームドア等整備
- 6 バリアフリールートの充実
- 7 都営地下鉄駅のホームドア整備
- 8 都営地下鉄駅の音声案内装置等の整備
- 9 利用者本位のターミナル実現に向けた補助
- 10 都営バスのバス停留所上屋・ベンチの整備等
- 11 だれにも乗り降りしやすいバス整備事業
- 12 観光バス等バリアフリー化支援事業
- 13 次世代タクシーの普及促進事業

(2) 道路における バリアフリー化の推進

- 14 道路のバリアフリー化
- 15 視覚障害者用誘導ブロックの設置
- 16 横断歩道橋等のバリアフリー化
- 17 道路標識の整備
- 18 道路の無電柱化の推進
- 19 歩道の整備
- 20 地下歩道の整備
- 21 都市計画道路等によるネットワークの充実
- 22 連続立体交差事業の推進
- 23 歩行者感应式信号機の整備
- 24 視覚障害者用信号機の整備
- 25 経過時間表示機能付き歩行者用灯器(Ⓜとリシグナル)の整備
- 26 視認性を向上した道路標識の整備
- 27 安全性に配慮した設備の整備推進(エスコートゾーンを設置)
- 28 臨海部におけるバリアフリーの推進

(3) 面的なバリアフリー整備

- 29 バリアフリー基本構想作成事業
- 30 東京都施行市街地再開発事業
- 31 東京都施行土地区画整理事業
- 32 特定街区・再開発等促進区を定める地区計画などの都市開発諸制度の運用

2 全ての人が快適に利用できる施設や環境の整備

全ての人が安全で安心して暮らし、訪れることができるよう、建築物のバリアフリー化をより一層進めるとともに、高齢者や障害者等の当事者参加の取組により、利用者の視点に立って快適に利用できる施設や環境の整備を進めていきます。

(1) 建築物等におけるバリアフリー化の推進

【現状】

- バリアフリー法、高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（以下「建築物バリアフリー条例」という。）及び福祉のまちづくり条例に基づき、毎年度、相当数の建築物のバリアフリー化が進んでいます。
- 平成21年の福祉のまちづくり条例改正により、200㎡未満の物販店舗、飲食店、サービス店舗等が小規模建築物の整備基準の対象に追加されたため、新設・改修を行う場合の整備は着実に進んでいます。

<主なバリアフリー化等の進捗状況>

① 福祉のまちづくり条例の運用状況

<福祉のまちづくり条例に基づく特定整備主による工事着手前の届出件数（実績）>

平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
1,255件	1,235件	1,244件	1,217件

② バリアフリー法・建築物バリアフリー条例の運用状況

<バリアフリー法の新規認定件数（実績）>

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
29件	25件	22件	18件

③ 宿泊施設のバリアフリー化支援事業の実施状況

○ 補助実績

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
17件	8件	10件	5件

※平成29年度は交付決定件数

④ 赤ちゃん・ふらっと事業

○ 整備実績

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
49 か所	105 か所	106 か所	55 か所

・平成 29 年度末時点で、「授乳やおむつ替え等のスペース」を設置：1,474 か所

【課題】

- まちなかにおける移動等の円滑化を図るためには、個々の施設のバリアフリー化だけでなく、建築物と道路等の施設の継ぎ目を含めた面的・一体的なバリアフリー化が必要不可欠です。(再掲)
そのため、能力の違いにかかわらず、平等な社会参加の機会を確保するためには、単独でも、同行者と一緒でも、誰もが同じように買い物や飲食、観光等を楽しめる施設や環境を整備することが重要です。
- そのため、福祉のまちづくり条例や建築物バリアフリー条例による整備基準等に基づき、出入口等の幅の確保やスロープの設置、誰もが使いやすいトイレの整備など、建築物のバリアフリー化をより一層進めるとともに、劇場・ホールや競技場等の客席や店舗内の通路等も快適に利用できる施設整備を進めることが重要です。
- さらに、利用者の視点に立った整備を進めるためには、整備基準に基づく整備に加えて、高齢者や障害者等の当事者が参加して、施設や設備の使いやすさ等の調査を行い、その結果を設計や整備に反映する取組が有効であり、そうした当事者参加の施設整備を推進する必要があります。
- また、施設整備やサービス提供を行う事業者は、施設等の整備に当たって、全ての人が同じ水準のサービスを受けられるよう、施設利用時の場面を想定したバリアを取り除くための取組について、ハード・ソフトの両面から一体的に検討し、ハード面での対応が難しい場合には、ソフト面での合理的配慮の提供を行う必要があります。
- 東京 2020 大会において国内外から多様な旅行者を迎えるに当たり、高齢者や障害者等が安心して都内で観光を楽しめる環境を整備するため、宿泊施設等のバリアフリー化、観光関連事業者等における対応力向上、アクセシブル・ツーリズム※20の普及と機運の醸成が重要です。

【今後の取組の方向性】

- 福祉のまちづくり条例に基づく届出先である区市町村に対して、適切な条例運用に向けた支援を行うとともに、努力基準に適合している場合に交付する適合証制度を活用し、より望ましい基準への誘導を図ります。

＜適合証イメージ＞



- 高齢者や障害者を含む住民参加による点検を踏まえて、施設設備のバリアフリー化に取り組む区市町村を支援していきます。
- バリアフリー法に基づき義務となる基準を超え、より高いレベルの誘導基準に適合する建築物を認定する制度について周知を図り、質の高い建築物のバリアフリー化を推進します。

- 東京 2020 大会会場となる都立競技施設については、「東京版ガイドライン」を適切に反映することに加え、より障害者の目線に立った施設となるよう、設計段階において障害者等に直接意見を伺う「アクセシビリティ・ワークショップ」を開催し、そこでの意見を踏まえた設計を行い、障害の有無にかかわらず全ての人々にとって利用しやすい施設整備を進めていきます。

＜車いす使用者用客席のイメージ＞



大会会場以外の既存施設については、都立体育施設等の大規模改修に合わせ、東京版ガイドラインを踏まえ、必要なバリアフリー化工事を行います。

- 建築物バリアフリー条例において、車いす使用者用客室の整備基準に加えて、一般客室についても、段差の解消や出入口の幅等に関する最低限の基準を設けることで、より多くの人々が利用できる宿泊施設の整備を推進します。
- 車いす使用者以外にも、視覚や聴覚などに障害のある方や高齢者等にも配慮した客室を整備するため、手すり等の備品やソフト面の工夫について「望ましい整備」に記載するなど「福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」の改訂を検討します。
- 東京 2020 大会に向け、東京の観光を多様な旅行者に楽しんでもらうために、高齢者や障害者等が都内宿泊施設を安全かつ円滑に利用できるよう都内における宿泊

施設のバリアフリー化の支援を加速化させていきます。

高齢者や障害者等の観光への配慮や、主体的にサポートする機運を広く生み出すため、都民及び観光関連事業者等を対象としたシンポジウムを開催するとともに、宿泊施設等の受入事業者へ相談員派遣等の支援を行っていきます。

- 施設利用者の誰もが、授乳室等の場所の情報を得られるように、授乳やおむつ替え等ができるスペースである「赤ちゃん・ふらっと」未設置の区市町村や、設置が進んでいない区市町村及び民間事業者への働きかけを行い、整備の拡大を図っていきます。

<赤ちゃん・ふらっとロゴマーク>



<赤ちゃん・ふらっとのイメージ>



(2) 公園等におけるバリアフリー化の推進

【現状】

○ 公園は、都民にゆとりや安らぎを与え、自然と触れ合うレクリエーションの場の提供、美しい景観や魅力の創出、ヒートアイランド現象の緩和など環境の保全、震災時の避難場所となる防災の拠点など、多様な面において都市活動を支える重要な役割を担っています。

そのため、誰もが安心して快適に公園を利用できるよう、各法令に基づき、園路の移動円滑化、だれでも使いやすいトイレや障害者等用駐車区画※21の整備などに取り組み、ユニバーサルデザインを基本とした公園づくりが進んでいます。

<主なバリアフリー化等の進捗状況>

都立公園の整備状況

○ 福祉のまちづくり条例に沿って整備した新規開園面積

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
15.5ha	7.5ha	7.0 ha	2.9ha

【課題】

○ 多くの人を訪れ、都民にゆとりや安らぎを与える公園を誰もが安心して快適に利用できるよう、公園内におけるだれでも使いやすいトイレや障害者等用駐車区画の整備を進めるとともに、円滑に公園までたどり着けるよう、わかりやすい案内表示を設置するなど、公園までの経路も含めて環境整備を進めることが重要です。

【今後の取組の方向性】

○ 緑のネットワークの拠点となる都立公園について、新規及び既設の公園整備の際には、東京都立公園における移動等円滑化の基準に関する条例及び福祉のまちづくり条例に沿って、だれでも使いやすいトイレの設置、園路等の段差解消、スロープの設置、車いす対応の水飲み等の設置等の整備を進めます。

また、障害のある子が障害のない子供と共に楽しく遊び、学ぶことのできる遊び場を整備していきます。

<公園のバリアフリー化のイメージ>



- 自然公園の利用施設において、整備・改修時に合わせバリアフリー化を推進していくとともに、多様な利用者を支援するソフト事業を検討します。登山道やサイン類、トイレ等の施設を適切に整備・管理し、安全・安心・快適な利用環境を確保していきます。施設整備に当たっては、多様な利用者層を念頭に置き、ユニバーサルデザインの視点を取り入れるとともに、多言語表記等を行います。

臨海地域及び水域に公園を整備する海上公園事業においては、新規整備や改修時にバリアフリー化を進めます。

<海上公園のバリアフリー化のイメージ>



(3) 公共住宅の整備・民間住宅の整備促進

【現状】

- 建築物バリアフリー条例や福祉のまちづくり条例では、住宅のうち、床面積の合計が2,000 m²以上の共同住宅について整備基準を定めています。
- 公共住宅や民間住宅において、ハード面のバリアフリー化のほか、福祉サービスと連携した住宅供給を促進するなど、高齢者や子育て世帯が安全で安心して暮らせる住環境の整備が進んでいます。

<主なバリアフリー化等の進捗状況>

都営住宅のバリアフリー化の進捗状況

- 建替実績

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
4,113 戸	3,525 戸	3,855 戸	997 戸

- 既設都営住宅の住宅設備改善等実績

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
高齢者向け改善 (※)	5,067 戸	4,444 戸	4,162 戸	3,797 戸
障害者向け改善 (※)	445 戸	420 戸	381 戸	337 戸
エレベーター設置	33 基	34 基	34 基	34 基

- (※) 高齢者向け改善

高齢者からの要望を受け、玄関、便所、浴室などへの手すり設置、浴室出入口戸を中折れ戸に取替え、玄関内外部にインターホン設置、玄関ノブをレバーハンドルに取替えを行うなどの改善のこと。

- (※) 障害者向け改善

障害者からの要望を受け、玄関、便所、浴室などへの手すり設置、台所に火災・ガス漏れ警報及び遮断装置付メーターの設置、玄関内外部にインターホン設置を行うなどの改善のこと。

【課題】

- 今後も、住宅・施設等のハード面の整備と生活支援サービス等のソフト面の組み合わせによる適切な対応、区市町村の取組との連携、限られた土地資源や既存ストックの有効活用の視点に立って、引き続き高齢者の住まいを取り巻く課題解決に向け、施策を推進していく必要があります。

【今後の取組の方向性】

- 都営住宅について、良質なストックとして維持・更新していくため、昭和40年代以前に建設された住宅を、地域の特性や老朽化の度合い等を勘案しながら、計画的に建替えを推進します。建替えに当たっては、引き続き各法令に基づく整備のほか、住戸内のバリアフリー化を推進します。

既存の都営住宅についても、高齢者や障害者等に配慮し、手すりの設置、玄関ドアノブのレバーハンドルへの交換、エレベーターの設置など、バリアフリー化を推進します。

バリアフリー化した都営住宅については、募集案内等を通じて、情報提供をしていきます。

都営住宅の建替えにより創出した用地の有効利用を図り、区市町村と連携し、高齢者施設など、地域に必要な福祉施設の整備を推進します。

また、居住者の高齢化に対応するため、福祉部門・団体との連携を強化していきます。

＜床の段差解消の例＞



玄関の上がり框は必要最小限の段差
居室内はできる限り段差を解消

＜手すりの設置の例＞



立上り動作が必要な場所及び
段差が残る場所には手摺を設置

- 地域の特性に応じた都市型の居住機能の再生等に資するため、建築物の建替えや共同化、既存ストックの改修を実施することにより、市街地環境の整備と良質な市街地住宅の供給を図ります。
- バリアフリー改修など、分譲マンションの共用部分を計画的に改良・修繕する管理組合に助成を行い、既存のマンションにおけるバリアフリー化や長寿命化等を図り、良好な住宅ストックを形成していきます。
- 多様なニーズを持つ高齢者が、ケアが必要になっても地域で安心して暮らし続けることができるよう、区市町村と連携を図りながら、事業者に対する整備費補助等を行うことにより、サービス付き高齢者向け住宅等の供給の促進を図ります。

- バリアフリー構造で、緊急時対応や安否確認等を行う高齢者向け公的賃貸住宅であるシルバーピアについても、事業の実施主体である区市町村を支援し、整備・運営を適切に促進していきます。

- 介護保険の対象とならない高齢者においても、自宅で安心して生活できるようにするため、浴槽、流し、洗面台の取替えや便器の洋式化など、住宅の改修費用を助成する区市町村の取組を支援していきます。

【施策の体系】

2 全ての人が快適に利用できる施設や環境の整備

(1) 建築物等における バリアフリー化の推進

- 33 東京都福祉のまちづくり条例の運用等
- 34 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく認定
- 35 区市町村の福祉のまちづくりに関する基盤整備事業
(地域福祉推進区市町村包括補助事業)
- 36 ユニバーサルデザインのまちづくり緊急推進事業
- 37 宿泊施設のバリアフリー化支援事業
- 38 アクセシブル・ツーリズムの推進
- 39 都立学校の学校施設改修に伴うバリアフリー化
- 40 私立学校の学校施設のバリアフリー化への支援
- 41 赤ちゃん・ふらっと事業
- 42 都庁舎の改修に伴うバリアフリー化(都庁舎設備更新工事)
- 43 区市町村立スポーツ施設におけるバリアフリー化
- 44 都立体育施設等の大規模改修に伴うバリアフリー化
- 45 オリンピック・パラリンピック競技会場の整備

(2) 公園等における バリアフリー化の推進

- 46 都立公園の整備
- 47 区市町村の公園整備事業への支援
- 48 海上公園の整備
- 49 河川における親水空間等の整備
- 50 自然公園施設改修に合わせたバリアフリー化
- 51 障害のある子ども共々楽しめる遊具の設置

(3) 公共住宅の整備・ 民間住宅の整備促進

- 52 公営(都営)住宅のバリアフリー化の促進
- 53 都営住宅大規模団地の建替え等に伴う創出用地の活用
- 54 高齢者、障害者等向け都営住宅の建設
- 55 区市町村公営住宅整備事業助成
- 56 サービス付き高齢者向け住宅等の供給促進
- 57 都市居住再生促進事業
- 58 マンション改良工事助成
- 59 シルバーピア事業
(高齢社会対策区市町村包括補助)
- 60 住宅改善事業(バリアフリー改修等)
(高齢社会対策区市町村包括補助)

3 災害時・緊急時に備えた安全・安心のまちづくりの推進

災害時・緊急時に高齢者や障害者等の要配慮者※22の安全を確保するため、事前の備えや発災後の応急対策、避難所におけるバリアフリー化等の取組を推進していきます。

また、日常生活の中で発生する事故の防止や、安全教育等の理解を促進するための取組など、安全対策を推進していきます。

【現状】

- 地震などの自然災害に対しては、都、区市町村、防災機関、事業者、地域の防災組織、都民が総力を結集して万全の備えを講じることにより、防災対応力を高め、安全な都市を実現していく必要があります。

都では、地震による災害に関して、震災対策条例や地域防災計画などにより防災対策を推進しています。平成24年3月には、帰宅困難者対策条例を制定し、都民、事業者、行政等のそれぞれの役割に応じた対策への取組を明文化しました。

災害が発生した場合には、全ての被災住民が支援を必要としますが、なかでも要配慮者は、必要な情報の迅速かつ的確な把握、災害から自らを守るための安全な場所への避難など、災害時の一連の行動に当たって支援を要することから、十分な配慮が必要です。

要配慮者に対する災害等への備えや発災後の応急対策、生活の再建に関する支援等の様々な施策については、福祉のまちづくりの観点も踏まえて推進していくことが重要です。

- 都はこれまで、高齢者や障害者、子供など自力での避難が難しい人が多く利用する社会福祉施設等について、耐震診断・耐震改修に要する費用を補助することにより、耐震化の促進を図ってきました。

また、要配慮者への災害対策の中心を担う区市町村に対して、避難所管理運営や要配慮者対策に係る各指針を作成・改訂して示すとともに、避難支援体制整備への助成や、福祉保健・防災部門の職員を対象とした研修の実施などを行ってきました。

帰宅困難者対策の一環としては、都立学校において、災害時帰宅支援ステーションとして必要な備蓄物資を整備したほか、家具類の転倒・落下・移動防止対策に関する

<社会福祉施設等の耐震化のイメージ>



普及啓発などに取り組んできました。

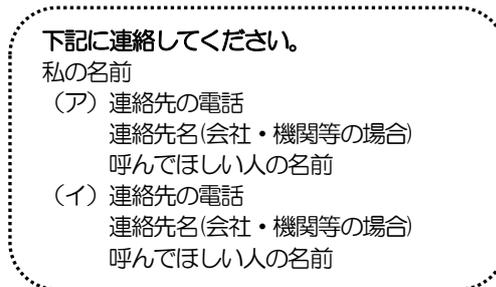
- このように、災害時における要配慮者の支援体制の整備やヘルプカードの作成などで区市町村を支援するなど、災害時及び緊急時に備えた取組を進めました。

<ヘルプカードのイメージ>

(表面：東京都標準様式)



(裏面：参考様式)



<主なバリアフリー化等の進捗状況>

帰宅困難者対策における要配慮者への支援

- 平成 26 年度から 29 年度までの実績

帰宅困難者ハンドブックの配布 約 50,000 部

リーフレット（英中韓）の印刷 約 52,000 部

- ヘルプカード作成促進

作成、配布実績（平成 29 年度末）：52 区市町村

【課題】

- 地震や風水害などの災害時において、高齢者や障害者等の要配慮者の安全を確保するためには、災害への事前の備えや発災後の応急対策、生活の再建に関する支援等、様々な施策を福祉のまちづくりの観点も踏まえて推進していくことが重要です。
- 具体的には、避難所等におけるバリアフリー化を進めるとともに、避難経路や避難場所など防災に関する情報や、発災後の避難所等における情報を文字情報も含めて様々な手段で全ての人にわかりやすく提供することが必要です。
- さらに、要配慮者の定期的な把握や個別の避難支援計画の策定、社会福祉施設等を活用した福祉避難所※23の指定・確保、避難訓練の実施等、区市町村における要配慮者対策の強化を支援することが必要です。

- 児童・生徒等の各種災害に対する自らの防災行動力を高めるとともに、家庭や地域における防災行動力の向上を図るためには、幼児期から継続的な防災教育が必要です。
- 日常生活の中で発生する、高齢者の「ころぶ」事故や乳幼児の「ちっそく・誤飲」事故などの防止や、安全教育等の理解を促進するための取組など、安全対策を推進することが必要です。

【今後の取組の方向性】

- 地域の関係機関と連携して、消防職員等が要配慮者宅を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等の指導助言を行うことや、地域の実情に応じた防火防災訓練を実施するなど、きめ細かな対策を推進します。

また、災害への事前の備えや発災後の応急対策に関する要配慮者向けのリーフレットや、要配慮者を対象とした通報手段に関するリーフレット等を作成し、配布するなど、要配慮者の安全対策を推進します。

＜リーフレットのイメージ＞



- 社会福祉施設等については、災害時において、福祉避難所に指定された場合、一般の避難所では生活が困難な高齢者や障害者等要配慮者の受入場所としても役割を果たすことから、引き続き耐震化を促進するとともに、介護職員や障害福祉サービス等職員の宿舍借り上げを支援することで、災害時における福祉避難所の運営体制の強化を推進していきます。

また、障害者が災害時等に自己の障害に対する理解や必要な支援を周囲に求めることができるよう、緊急連絡先や必要な支援内容等を記載したヘルプカードについて、普及啓発を促進します。

- 区市町村に対し、災害時における要配慮者対策に係る各指針等に基づき、要配慮者の把握、避難行動要支援者名簿や避難支援プランの作成、社会福祉施設等を活用した福祉避難所の指定・確保について、日頃の備え、発災後の応急対策、生活の再建といった各段階に応じた対策の構築を働きかけるなど、要配慮者対策の強化を引き続き支援していきます。

- 帰宅困難者対策における要配慮者の視点を踏まえた対応について広く普及啓発を図り、大規模集客施設、駅、一時滞在施設等において、避難誘導や情報提供、受け入れ体制の整備を促進します。

また、国による要配慮者の搬送マニュアルの策定を支援していきます。

さらに、外国人に対する防災対策を強化するため、外国人のための防災訓練や外国人災害時情報センターの設置・運営等の訓練を、区市町村等関係機関と連携しながら実施していきます。

<搬送訓練のイメージ>



- 消防職員が教育機関等と連携し、幼児期から社会人に至るまでの段階に応じ、地震や火災、日常生活において生じる事故に関する防災教育を推進します。

- 消費生活相談まで至らない暮らしの中に埋もれている「ヒヤリ・ハット」体験の調査や、身近な商品の安全性に関するテストを実施し、効果的に発信します。

商品・サービスに関する危害・危険について、親子が集まる各種イベントで模型・パネルの展示等を通じて情報提供するとともに、子供の安全に配慮した商品を紹介し、普及を促進します。

【施策の体系】

3 災害時・緊急時に備えた安全・安心のまちづくりの推進

(1) 災害への備え及び対応

- 61 社会福祉施設等耐震化促進事業
- 62 災害時における要配慮者の支援体制整備の促進
(災害時要配慮者対策の推進)
- 63 帰宅困難者対策における要配慮者への支援
- 64 要配慮者の安全対策
- 65 ヘルプカード作成促進事業
(障害者施策推進区市町村包括補助事業)
- 66 東京都介護職員宿舎借上げ支援事業
- 67 障害福祉サービス等職員宿舎借上げ支援事業
- 68 児童・生徒等に対する総合防災教育

(2) 日常生活における事故防止

- 69 都民生活において生ずる事故防止対策の推進
- 70 商品等を起因とする事故の防止対策の推進

4 様々な障害特性や外国人等に配慮した情報バリアフリーの推進

誰もが必要な情報を適切な時期に容易に入手できるよう、現在の一般的な提供の仕方では情報の入手が困難な人にとっても分かりやすい様々な手段による情報提供を推進していきます。

【現状】

- 視覚障害者や聴覚障害者に対するコミュニケーション支援を進めるとともに、都政情報の提供や公共施設における案内、多言語によるホームページでの情報提供、外国語ボランティアの育成など、様々な手段による情報提供や提供する内容の充実に取り組んできました。
- 視覚障害者向けには点字や音声、聴覚障害者向けには文字や手話、外国人向けには多言語表記などの手段で、インターネット等を活用し、様々な情報提供を行っています。
- 外国人旅行者や高齢者、障害者を含めた全ての人が安心して東京での滞在を楽しめるように、ピクトグラム（絵文字）や多言語で表記した観光案内標識の設置などの取組を行っています。

<主なバリアフリー化等の進捗状況>

情報バリアフリー・情報提供の推進（主な実績）

- 点字による即時情報ネットワーク事業

（平成 29 年度の実績）

点字版 実施回数 238 回 延べ配布者数 23,800 人

- 点字録音刊行物作成配布事業

（平成 29 年度の実績）

・都刊行物：年間 12 種類 1 種類につき、点字：723 部 録音物：1,130 部

○ 東京ひとり歩きサイン計画

- ・整備実績（平成26年度改定の指針に基づく観光案内標識設置）

平成27年度	平成28年度	平成29年度
50基	88基	106基

- ・平成29年度末時点で、244基を整備

（情報バリアフリーの取組例）

- 視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、外国人など、情報を得ることが困難な人に対しては、音声や文字による情報化のほか、絵文字・記号・多言語表記、手話・筆記、IT機器等による多様な情報提供手段の整備を推進する必要があります。

情報の提供に当たっては、相手方の障害特性等を踏まえ、次のような点を充実、配慮する必要があります。

- ・視覚障害者や聴覚障害者に対する音声・点字や文字・手話による情報提供の充実（例：音声アナウンス、文字表示盤等）
- ・難聴者（補聴器使用者）等に対する観客席・客席における情報提供の充実（例：磁気ループ等の集団補聴設備の普及）
- ・色弱者に対する色使いの配慮（例：色の種類、組み合わせ等への配慮）
- ・知的障害者等に対する意思疎通を円滑にする手法の充実（例：コミュニケーションボード等の普及）
- ・施設の案内や表示等で使用する文字について認識しやすい大きさやフォントを使用したり、印刷物に見やすさに配慮した活字を活用したりするなどの取組（例：ユニバーサルデザインフォントの活用）

【課題】

- 人々は、日常生活において、新聞やテレビ、インターネットのほか、まちや店舗の中の案内サイン、道路の信号や標識、駅や電車内における音声・文字表示による案内等、様々な媒体や手段により情報を入手しており、こうした情報は、安全に、かつ、快適に生活するために欠かすことのできないものです。
- また、視覚や聴覚に障害のある人や、外国人等の社会参加の機会を確保するためには、円滑にコミュニケーションを行えることや会議等における情報保障が必要です。
- そのため、音声や文字による情報化のほか、点字、拡大文字、手話、筆記、絵文字・

記号、多言語による対応等、ICTも活用しながら、デジタルサイネージ等様々な手段で情報提供を進めるとともに、コミュニケーションを行える環境を整備する必要があります。

- 情報バリアフリーを進めるためには、外国人を含む、現在の一般的な提供の仕方では情報の入手やコミュニケーションが困難な人が、どのような配慮を必要としているかを把握することが重要であり、本人の意向に応じて、情報提供やコミュニケーションの方法を用意し活用することが重要です。
- 誰もが必要とする設備やサービスを利用できるためには、情報提供の内容を充実させることも重要です。だれでも使いやすいトイレの場所やバリアフリー設備等のオープンデータ※24化を進め、宿泊施設のバリアフリー情報の充実を図るとともに、ユニバーサルデザインに関する情報をアクセシビリティに配慮されたホームページやバリアフリーマップ等で発信する取組を進める必要があります。
- さらに、東京 2020 大会も見据え、外国人旅行者等が安心して東京のまちを楽しめるよう、複数の鉄道やバス等が乗り入れるターミナル駅においては、交通事業者や施設管理者等との連携のもと、ピクトグラムや多言語を用いた案内標識の表示内容やデザイン等を統一し、情報の連続性を確保したわかりやすい案内サインを速やかに整備する必要があります。

【今後の取組の方向性】

- 情報を得ることが困難な人に対し、点字をはじめ、音声・文字の拡大、色彩、手話、筆記、インターネット、IT機器等による多様な情報伝達方法により情報提供を進め、社会参加を促進します。
- 納税通知書送付時に、希望する方に対して税額や納期等の情報を点字によりお知らせする既存の取組に加え、納税通知書の封筒全件に音声コードを添付し、通知書の内容を音声で取得できる旨を案内します。
給水契約者で希望する方に対して、「水道ご使用量等のお知らせ」や請求書等の内容について、点字によりお知らせする既存の取組に加え、音声コード付き文書で案内するサービスを行います。
視覚障害者が安心して駅を利用できるよう、都営地下鉄の駅構内に、音声案内装置の設置を推進します。

- 視覚障害者向けに、広報東京都、都が都民向けに作成する刊行物、新聞等によって毎日流れる新しい情報、暮らしに役立つ消費生活情報誌、新しく刊行される多数の図書類など、社会生活を営む上で必要とする情報や知識について、点字や音声（テープ、CD、DAISY※25 など）により、幅広く提供していきます。
- 東京 2020 大会開催に向けて、聴覚障害者等が安心して東京を訪れ、活動できる環境を整備するため、手話のできる都民の育成を進めます。
- 聴覚障害者向けに、字幕入りの消費者教育DVDや、映画・テレビ番組等に字幕を入れたDVDなどを作成し、学校での授業や講座等に提供するほか、都民への貸出等を行い、消費者教育の機会の提供や、生活文化の向上と福祉の増進を図ります。
また、ICTを活用した遠隔手話通訳等により、情報バリアフリーの取組を推進します。
- 重度の視覚障害者、盲ろう者のコミュニケーションや移動を支援するため、視覚障害者へのガイドヘルパーの確保、盲ろう者への通訳・介助者派遣等について支援を行い、社会参加を促進します。

＜交番ランドマークのイメージ＞



- 聴覚障害者に配慮した対応や、視覚障害者及び外国人に配慮した対応を推進するため、交番等において、電子掲示板、交番ランドマーク等を設置するなど、様々な手段による情報提供を推進します。
- 施設利用者の誰もが、授乳室等の場所の情報を得られるように、授乳やおむつ替え等ができるスペースである「赤ちゃん・ふらっと」未設置の区市町村や、設置が進んでいない区市町村及び民間事業者への働きかけを行い、整備の拡大を図っていきます。（再掲）
- 東京で暮らし始める外国人向け生活情報冊子「Life in Tokyo: Your Guide」や東京に居住する外国人にとって必要な情報を一元的に提供するポータルサイト等を通じて、外国人に「届く」情報提供を行っていきます。
- 外国人旅行者や高齢者、障害者を含めた全ての人々が安心して東京での滞在を楽しみ、快適に移動ができるよう、東京観光情報センターの運営や観光ボランティアの活用な

<観光ボランティアのイメージ>

どを通じて情報提供体制の充実を図るほか、ウェブサイトを活用してバリアフリー観光情報を提供し、旅行者の様々なニーズに的確に対応していきます。



- 高齢者や障害者等が安心して宿泊施設を利用できるよう、都のポータルサイトの充実や事業者への働きかけなどにより、宿泊施設のバリアフリー情報の充実を図っていきます。
- 外国人旅行者や高齢者、障害者等が安心して東京での滞在を楽しめるよう、ピクトグラムや多言語で表記した観光案内標識の整備を推進していきます。
多数の鉄道やバスが乗り入れる新宿駅では、利用者本位のターミナル実現に向け、交通事業者や施設管理者と協議会を立ち上げ、駅の構造に適したサイン体系を構築し、歩行者動線に対する適切な配置や、統一感のある表記による分かりやすい案内サインの整備などに取り組んでいます。
これに続き、渋谷駅や池袋駅など、他の主要ターミナルにおいても、地元区市などが中心となって、関係者間で協議しながら、分かりやすい案内サインの整備などを進めていきます。(再掲)
- だれでも使いやすいトイレの場所、バリアフリー設備等の情報をオープンデータ化して、都のオープンデータカタログサイトで公開していきます。
また、都内区市町村のデータを含めて、統一した項目、形式で公開する等利活用環境を整備し、民間の事業者がより多くのアプリ等を作成することで、官民連携による地域課題の解決を推進していきます。
- 高齢者や障害者を含めた全ての人が、外出時に必要な情報を容易に入手できるよう、都内の施設や交通機関等に関するユニバーサルデザイン情報やバリアフリー情報について、ホームページを活用して提供するとともに、内容の更なる充実とわかりやすい情報提供に努めていきます。

【施策の体系】

4 様々な障害特性や外国人等に配慮した情報バリアフリーの推進

(1) 障害者・外国人等への 情報提供体制の整備

- 71 視覚障害者向け都政情報の提供(広報東京都の点字版・音声版等)
- 72 消費生活情報の提供(とうきょうくらしねっとCD版)及び字幕入り消費者教育DVDの作成
- 73 外国人に対する生活情報等の提供
- 74 外国人のための防災対策
- 75 点字録音刊行物作成配布事業
- 76 点字による即時情報ネットワーク事業
- 77 視覚障害者用図書製作貸出事業
- 78 字幕入映像ライブラリー事業
- 79 視覚障害者ガイドセンター運営事業
- 80 聴覚障害者意思疎通支援事業
- 81 手話のできる都民育成事業
- 82 盲ろう者通訳・介助者養成研修事業 盲ろう者通訳・介助者派遣事業
- 83 ICTによる聴覚障害者コミュニケーション支援事業
- 84 交番等における手話技能取得者の活動
- 85 交番等における視覚障害者及び外国人への配慮
- (再掲) 赤ちゃん・ふらっと事業
- 86 観光案内所の運営
- 87 観光ボランティアの活用
- 88 外国人滞在支援対策
- 89 音声コードを活用した視覚障害者に対する情報バリアフリーの推進
- 90 音声コードを活用した情報バリアフリーの推進
- 91 バリアフリー情報のオープンデータ化
- 92 オープンデータの推進
- (再掲) 利用者本位のターミナル実現に向けた補助
- 93 東京ひとり歩きサイン計画

(2) ホームページによる 情報提供の内容充実

- 94 「とうきょうユニバーサルデザインナビ」の運用
- 95 TOKYO障スポ・ナビの運用
- 96 ウェブサイトによる観光情報の発信
- 97 バリアフリー観光の推進
- (再掲) アクセシブル・ツーリズムの推進

5 都民等の理解促進と実践に向けた心のバリアフリーの推進

誰もが円滑に移動し、様々な活動を楽しめるまちづくりを進めるため、全ての人が平等に参加できる社会や環境について考え、必要な行動を続ける心のバリアフリーを推進していきます。

【現状】

- 福祉のまちづくりの推進主体としての役割を担っている行政、事業者、都民が、福祉のまちづくりについて理解を深め、自主的に取り組むことを促進していくことが必要です。

- 都はこれまで、心のバリアフリーに向けた様々な普及啓発に取り組むとともに、ユニバーサルデザインに関する学習やヘルプマーク※26の推進など、区市町村や事業者等とともに人々の多様性の理解を図る取組や社会参加を促す取組を進めました。

また、障害者等のために設置された駐車区画を適正に利用することなどについて、パンフレットやガイドラインを作成するなどの普及・啓発活動を行ってきました。

〈ヘルプマーク〉



〈「心のバリアフリー」の実践に向けたハンドブック〉



- 平成28年4月の障害者差別解消法の施行を契機に、都は、ハンドブックの作成等により障害者差別解消法の趣旨の普及啓発に努めるとともに、障害を理由とする差別に関する相談や紛争の防止、解決の取組を進めるため、関係機関と協議する障害者差別解消支援地域協議会を設置し、広く都民、事業者に対して、障害者差別や合理的配慮等の具体的な事例の紹介などにより、法の趣旨の普及と障害に関する理解の促進を図ってきました。

- また、差別解消の取組を一層進め、共生社会を実現するため、東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例（以下「障害者差別解消条例」という。）を制定し、平成30年10月に施行しました。

障害者差別解消条例では、障害者に対する不当な差別的取扱いを禁止し、合理的配慮の提供を義務付けるとともに、それらに対する相談・紛争解決の仕組みを設けてい

ます。

- 日本の首都・東京は、国の内外から、民族、国籍、宗教、文化、性別、年齢など、様々な背景や属性のある多くの人々が集まる国際都市です。

日本や世界の各地から集まった、様々な背景・属性のある都民や来訪者など全ての人々が、お互いに、生活習慣、文化、価値観等の違いを認め合い、心のバリアフリーを実現し、幸せを追求できる都市とすることが必要です。

このため、都は、平成27年8月に東京都人権施策推進指針を15年ぶりに改定し、人権施策を推進しています。

- また、啓発、教育等の施策を総合的に実施していくことにより、いかなる種類の差別も許されないという、オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念が広く都民等に一層浸透した都市となることを目的として、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を平成30年10月に制定しました。

<主なバリアフリー化等の進捗状況>

① 普及啓発の充実

- 「区市町村・事業者のための『心のバリアフリー』及び『情報バリアフリー』ガイドライン」の策定（平成27年度）
- 「心のバリアフリー・情報バリアフリー研究シンポジウム」の開催（平成28年度・平成29年度）
- 「心のバリアフリー普及啓発ポスターコンクール」の実施（平成28年度～）
- 「心のバリアフリーに関する事例収集及び意識調査」の実施及び高校生向けリーフレットの作成・配布（平成28年度）
- 1都3県共同での障害者等用駐車区画の普及啓発活動（平成28年度～）
- 『心のバリアフリー』の実践に向けたハンドブック」の作成（平成29年度）

② 社会参加の推進

- 身体障害者補助犬給付事業
・ 給付実績（盲導犬・介助犬・聴導犬）

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
8頭	10頭	18頭	12頭

③ 「駅前放置自転車」対策の進捗状況

- 放置自転車等※の台数の推移（※原動機付自転車及び自動二輪車を含む。）

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
42,170 台	37,004 台	34,247 台	31,326 台

④ 思いやりの心の醸成（主な実績）

- 福祉教育の充実

・小中学校 1,906 校、都立高校 191 校で福祉教育を実施

（ユニバーサルデザイン 2020 行動計画より抜粋）

過去において、障害のある人が受けてきた差別、虐待、隔離、暴力、特別視は共生社会においてはあってはならないものである。また、障害のある人はかわいそうであり、一方的に助けられるべき存在といったステレオタイプの理解も誤りである。障害のある人もない人も基本的人権を享有し、スポーツ活動や文化活動を含め社会生活を営む存在である。障害の有無にかかわらず、すべての人が助け合い、共に生きていく社会を実現するということは、人々の生活や心において「障害者」という区切りがなくなることを意味する。

そのためには、まず、障害者権利条約の理念を踏まえ、すべての人々が、障害のある人に対する差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底していくことが必須である。

その上で、「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である、という「障害の社会モデル」をすべての人が理解し、それを自らの意識に反映させ、具体的な行動を変えていくことで、社会全体の人々の心の在り方を変えていくことが重要である。また、この「障害の社会モデル」の考え方を反映させ、誰もが安全で快適に移動できるユニバーサルデザインの街づくりを強力に推進していく必要がある。

【課題】

- 誰もが円滑に移動し、食事や買い物など、様々な活動を楽しめるまちづくりを進めるためには、施設等のハード整備とともに、障害の社会モデル※27の視点でバリアを理解し、全ての人々が平等に参加できる社会や環境について考え、必要な行動を続けることが必要です。

- 国際オリンピック委員会によって採択されたオリンピズムの根本原則等を成文化したオリンピック憲章では、いかなる種類の差別も許されないことが明記されており、東京 2020 大会を契機に、その理念を次代を担う子供たちや都民全体に浸透させることが重要です。
- 多くの都民・国民が東京 2020 大会のボランティアに参加し、活用することで、大会後もボランティア活動への参加気運が高まると考えられます。この気運を着実に維持・継続させ、様々な活動への参加に繋げていくことで、ボランティア文化の定着と、一人ひとりが互いに支え合う「共助社会」実現に寄与できるよう、大会後のレガシーとして伝えていくことが必要です。
- 区市町村における小中学校でのユニバーサルデザインに関する学習や地域住民向けのワークショップ、事業者における社員・従業員向けの接遇向上研修等の取組を促進するなど、区市町村や事業者とも連携して、心のバリアフリーを効果的に推進することが重要です。

- 障害者等用駐車区画などの整備が進んでも、必要性の低い人が利用すること等により、本来必要としている人が施設や設備を利用できなくなる事例があることから、施設や設備の適正利用に向けて、普及啓発を進めることが必要です。

<障害者等用駐車区画のイメージ>



【今後の取組の方向性】

- 都民、事業者、区市町村及び都が、有機的な連携を図りつつ、福祉のまちづくりを進めていくため、推進協議会や各種連絡協議会の仕組みを活用し、情報交換や意見調整等を促進します。

学校での児童・生徒に対する心のバリアフリーの理解に向けた学習や地域住民に対するワークショップなど、区市町村が地域の実情に応じ、創意工夫を凝らして主体的に実施する福祉のまちづくりに関する普及啓発を支援するほか、福祉のまちづくりに功績のあった者を顕彰するための表彰を行っていきます。

高齢者や障害者を含めた全ての人々が、店舗等を快適に利用するためには、出入口の段差解消などのハード整備だけではなく、サービスを提供する従業員が、店舗の構造やサービス提供の仕方がバリアになる可能性があることを理解し、利用者の特性と、多様なニーズを把握しながら接遇をすることも重要です。そのため、対応のポイント

を整理した冊子などを活用し、事業者等に対して普及啓発を行っていきます。

- 障害のある人もない人も共に暮らす共生社会を実現するためには、相互理解が進むことが必要であることから、障害者差別解消条例の趣旨をあらゆる機会を通じて普及啓発していくほか、今後とも東京都障害者差別解消支援地域協議会において、障害者差別の解消に係る事例共有、関係機関の連携推進を図ります。

また、障害者差別解消条例普及啓発パンフレット及び障害者差別解消法ハンドブックを配布し、広く都民への周知を行います。

障害理解促進のためのホームページ「ハートシティ東京」を運営し、障害特性や、社会的障壁、不当な差別的取扱い、合理的配慮の提供などの具体例を掲載し、都民の積極的な行動変容を働きかけます。

障害のある人が、生活する地域において社会参加をすることができる環境を整備するため、盲ろう者に対する総合的な支援拠点の運営、障害者自らによる社会参加促進施策の推進、身体障害者補助犬の給付などを支援していきます。

公共交通機関・区市町村・民間企業による取組の拡大を図り、都民へのヘルプマークの普及啓発を促進します。

- 東京都人権施策推進指針に掲げた人権課題に対して、啓発用の冊子、リーフレットの作成・配布や、人権啓発イベントの実施など、積極的に施策を進めていきます。

<普及啓発用の冊子、リーフレット>



- いかなる種類の差別も許されないという、オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念が広く都民等に一層浸透した都市となることを目的として、啓発等の施策を総合的に実施していきます。

- 小・中学校での「特別活動(学校行事)」や都立高等学校における教科「人間と社会」の中で、児童・生徒の社会貢献意識を育てていきます。また、世代を越えた交流や障

害のある児童生徒との交流を通じて、心のバリアフリーの理解に向けた学習を実施していきます。

- 東京 2020 大会時に活動する都市ボランティア全員に共通研修として、障害者をはじめとする多様性の理解を深めるためのダイバーシティ研修や、障害特性に応じた対応方法に関する知識を習得するための研修等を実施していきます。

- 将来の地域社会における福祉のまちづくりの担い手である児童・生徒が、様々な人々の多様性を理解できるよう、総合的な学習の時間などを活用し、体験活動等を通じて障害者等の価値観や体験を共有する福祉への理解を深める教育の推進について、区市町村の取組を支援します。

ユニバーサルデザインの考え方の理解を深めることや、まちなかでの行動を促すことなどを目的として、地域住民向けに必要な知識や技術等の学習機会を提供するためのセミナーやワークショップなど、心のバリアフリーに係る普及啓発イベントの開催等について、区市町村の取組を支援します。

また、従業員への心のバリアフリーを徹底し、心のバリアフリーに主体的に取り組むとともに、都や区市町村の取組に協力する企業等を心のバリアフリーサポート企業として公表し、心のバリアフリーに対する社会的気運の醸成を図ります。

＜心のバリアフリーサポート企業登録証＞



＜普及啓発リーフレット＞



＜協賛ステッカー＞

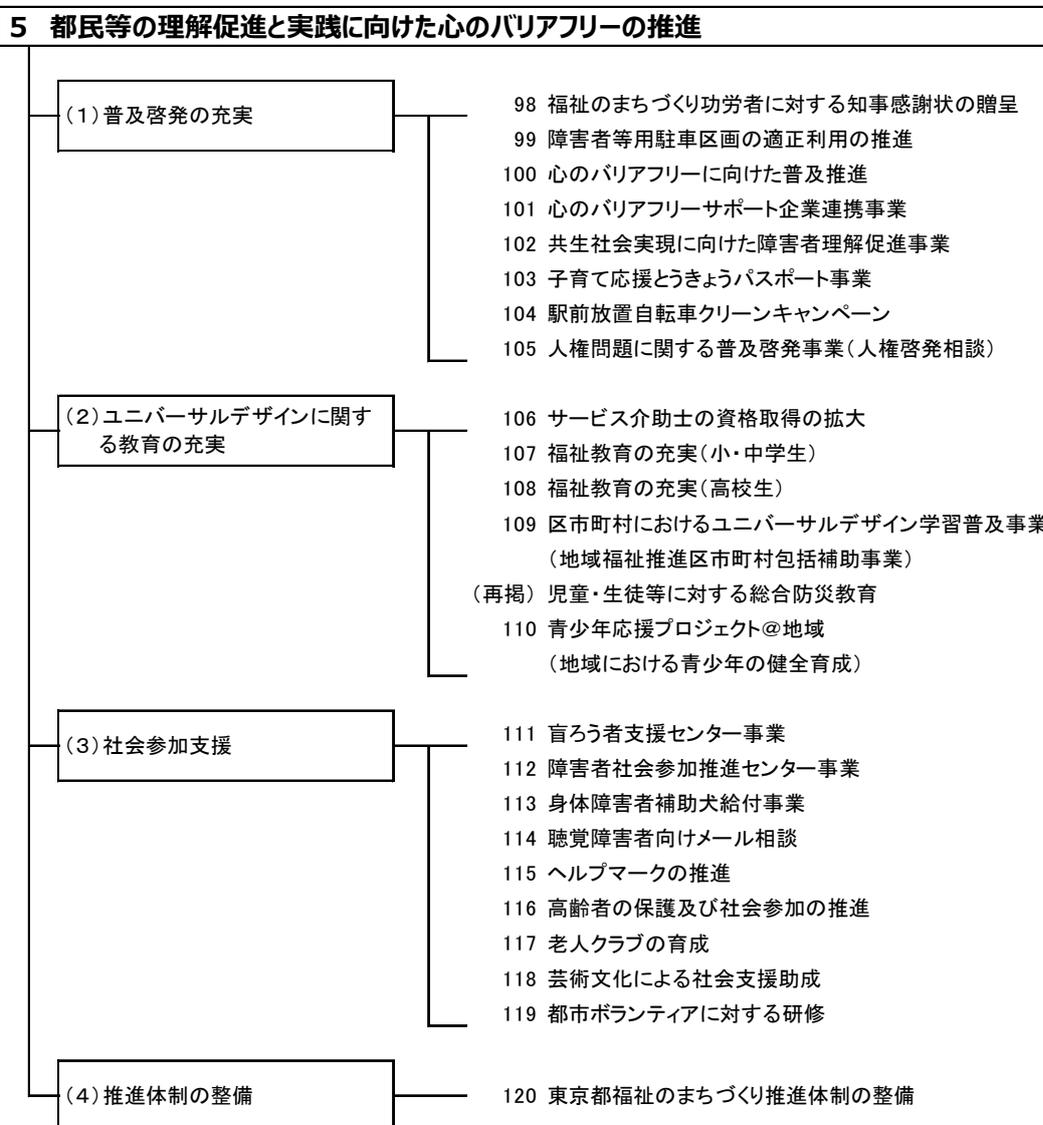


- 車いす使用者などが利用する障害者等用駐車区画について、健常者が駐車してしまうことにより、必要な方が十分に利用できない実態があることから、適正利用に向けたガイドラインなどを活用し、都民や施設管理者に対して普及啓発を行っていきます。

- 子育て応援とうきょうパスポート事業により、企業等が協賛店となり子育てを応援するサービスを提供することで、社会全体で子育て世帯を応援する機運の醸成を図っていきます。

- 駅周辺の放置自転車等を減らすために、区市町村や警視庁、鉄道・バス事業者等と連携協力して、ポスター等による広報や駅頭での普及啓発活動を実施していきます。
- 消防職員が教育機関等と連携し、幼児期から社会人に至るまでの段階に応じ、地震や火災、日常生活において生じる事故に関する防災教育を推進します。(再掲)

【施策の体系】



第4章 計画事業の展開

第4章 計画事業の展開

1 誰もが円滑に移動できる交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進

(1) 交通機関におけるバリアフリー化の推進

事業概要	所管局
<p>1 鉄道駅エレベーター等整備事業</p> <p>鉄道駅におけるエレベーター等の整備によるバリアフリー化を促進し、利用者の円滑な移動を確保するため、区市町村と連携してエレベーター等の整備に対する補助を行う。</p>	都市整備局
<p>2 鉄道駅エレベーター等整備事業(東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会会場周辺駅等)</p> <p>鉄道駅(東京 2020 大会会場周辺駅等)におけるエレベーター等の整備によるバリアフリー化を促進し、日常の利用者及び国内外からの来訪者の円滑な移動を確保するため、鉄道事業者と連携してエレベーター等の整備に対する補助を行う(平成 31 年度終了予定)。</p>	都市整備局
<p>3 ホームドア等整備促進事業</p> <p>ホームドア等の整備を促進し、鉄道駅における安全性を確保するため、区市町村と連携してホームドア等の整備に対する補助を行う。</p>	都市整備局
<p>4 ホームドア等整備促進事業(東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会会場周辺駅等)</p> <p>東京 2020 大会の会場周辺の最寄駅等として観客の利用が想定される鉄道駅に、ホームドア等の整備を促進し、鉄道駅における安全性を確保するため、鉄道事業者と連携してホームドア等の整備に対する補助を行う(平成 31 年度終了予定)。</p>	都市整備局
<p>5 東京メトロ駅のバリアフリー化・ホームドア等整備</p> <p>都における地下高速鉄道の建設促進を図るため、東京地下鉄(株)が施行する、地下高速鉄道の浸水対策及び大規模改良に対して建設費の助成を行う。</p>	都市整備局

<p>6 バリアフリールートの充実</p> <p>平成 25 年度に都営地下鉄全 106 駅で、ホームから地上までをエレベーター等で移動できる、いわゆるワンルートの整備は完了したが、引き続き乗換駅等でのエレベーター整備を進める。</p> <p>また、更なる利便性向上を図るため、駅の構造や周辺状況等を踏まえながら、地上行のバリアフリールートの複数化に向けて検討する。</p>	<p>交通局</p>
<p>7 都営地下鉄駅のホームドア整備</p> <p>高齢者や障害者など全てのお客様が安全に利用できるよう、転落防止等の安全対策の強化を図る。</p>	<p>交通局</p>
<p>8 都営地下鉄駅の音声案内装置等の整備</p> <p>視覚障害者に安心して安全に駅をご利用いただくため、ホームに鳥の音が鳴動して階段の位置を知らせる音声案内装置を設置する。</p>	<p>交通局</p>
<p>9 利用者本位のターミナル実現に向けた補助</p> <p>初めて利用する人でも分かりやすく、利用しやすいターミナル駅の実現に向けて、複数の事業者の垣根を越えた、案内サインの連続性確保や表示内容の統一、乗換えルートのバリアフリー化等を確実に推進する。</p>	<p>都市整備局</p>
<p>10 都営バスのバス停留所上屋・ベンチの整備等</p> <p>お客様が快適にバスをお待ちいただけるよう、停留所上屋の整備を行うとともに、ベンチの増設を進める。</p>	<p>交通局</p>
<p>11 だれにも乗り降りしやすいバス整備事業</p> <p>民営バス事業者が整備するノンステップバスに対し、購入経費の一部を補助することにより、高齢者や障害者をはじめ、だれにも乗り降りしやすいバスの導入促進を図る。</p>	<p>都市整備局</p>
<p>12 観光バス等バリアフリー化支援事業</p> <p>平成 32 年（2020 年）に向けて、障害者や高齢者が、安心して都内観光を楽しめる環境を整備するため、主要な交通インフラであるリフト付観光バス車両の導入支援など、ハードとソフト両面での環境整備を推進する。</p>	<p>産業労働局</p>

<p>13 次世代タクシーの普及促進事業</p> <p>東京 2020 大会の開催にあわせ、環境性能が高く、車いすに乗ったまま安全に乗降できるユニバーサルデザインのタクシー車両の普及促進を図る。</p>	<p>環境局</p>
--	------------

(2) 道路におけるバリアフリー化の推進

事業概要	所管局
<p>14 道路のバリアフリー化</p> <p>① 東京都道路バリアフリー推進計画 東京 2020 大会開催までに、競技会場や観光施設周辺の都道のバリアフリー化を完了させるとともに、これまで対象としてきた駅、生活関連施設を結ぶ道路に、新たに文化施設やスポーツ施設周辺等の道路も加え、都道のバリアフリー化を推進する。</p> <p>② 競技会場周辺等の道路のバリアフリーに向けた区市に対する財政支援 国、関係区市等との連絡会議を新たに設置するとともに、区市への財政支援を実施し、競技会場周辺等の連続的・面的な広がりを持った道路のバリアフリー化を推進する。</p> <p>③ 障害者団体等と連携した道路のバリアフリー化の検討（モデル事業） 障害者団体等と意見交換を行いながら、モデル事業箇所です試験的にバリアフリー化整備を実施する。</p> <p>④ 主な駅周辺での面的なバリアフリー化の重点的な推進 競技会場周辺や主な観光地周辺での取組を、東京 2020 大会のレガシーとして、主な駅周辺で面的なバリアフリー化を重点的に推進する。</p>	<p>建設局</p>
<p>15 視覚障害者用誘導ブロックの設置</p> <p>視覚障害者がよく利用する施設と駅やバス停留所とを結ぶ歩道、視覚障害者の利用が多い道路における横断歩道部の直前、バス停前などで、視覚障害者誘導用ブロックを設置する。</p>	<p>建設局</p>

<p>16 横断歩道橋等のバリアフリー化</p> <p>道路交通上、バリアフリー化が必要不可欠な横断歩道橋等について、スロープやエレベーターを設置するなどの整備を進める。</p>	<p>建設局</p>
<p>17 道路標識の整備</p> <p>道路案内標識について、英語併記化やピクトグラムの追加などにより表示情報を充実させる。</p>	<p>建設局</p>
<p>18 道路の無電柱化の推進</p> <p>① 東京 2020 大会までに、センター・コア・エリア内の都市計画幅員で完成した都道や競技場周辺等予定地周辺の都道の無電柱化を完了させる。</p> <p>② 都市防災機能の強化に向け、緊急輸送道路の中でも、災害時の避難や救急活動、物資輸送を担い、防災拠点を結ぶ第一次緊急輸送道路については、平成 36 年度（2024 年度）末までに 50%完了させる。そのうち、震災時に一般車両の流入禁止区域の境界となる環状七号線については、平成 36 年度（2024 年度）末までに 100%完了させる。</p> <p>③ 区市町村道も含めた面的に広がる無電柱化を推進するため、平成 20 年度より「区市町村補助制度」を創設し、工事費等を財政支援するとともに、実物大モデルを活用した実践的な研修等による技術支援を実施。平成 29 年度からは、「無電柱化チャレンジ支援事業制度」を創設し、無電柱化推進計画の策定や、低コスト手法の導入に取り組む区市町村に対して事業費を補助する財政支援を行うとともに、区市町村が設置する技術検討会に都の職員が直接参加するなどの技術支援を行っている。</p>	<p>建設局</p>
<p>19 歩道の整備</p> <p>既設道路の歩道の未整備区間や幅の狭い区間について、歩行者が安全・快適に歩行できる幅員 2m以上の歩道整備を図る。</p>	<p>建設局</p>

<p>20 地下歩道の整備</p> <p>鉄道各駅からのアクセス及び回遊性の向上と快適な歩行者空間の確保を目的に、既存の地下歩道を活用しつつ、新宿副都心地区歩行者専用道ネットワークの整備を図る。</p>	<p>建設局</p>
<p>21 都市計画道路等によるネットワークの充実</p> <p>渋滞のない効率的で利便性の高い都市の実現は、高齢者や障害者を含めたすべての人の安全かつ快適な移動を可能とすることから、区部環状道路や多摩南北道路をはじめとする都市計画道路などの道路ネットワークを充実させ、交通環境の向上を図る。</p>	<p>建設局</p>
<p>22 連続立体交差事業の推進</p> <p>道路交通を阻害し、安全で効率的な都市活動の阻害となる踏切を除却し、都市の機能や利便性を向上させるため、道路と鉄道の連続立体交差事業を推進する。</p> <p>また、この事業に伴い、立体化される駅施設を安全かつ快適に利用できるよう、鉄道事業者と調整し、エレベーターの整備等を図っていく。</p>	<p>建設局</p>
<p>23 歩行者感应式信号機の整備</p> <p>主要な生活関連経路を中心に、信号機設置場所を横断する歩行速度が遅い高齢者等の安全性を向上させるため、歩行者用時間を延長することで、安全に横断できる機能を整備する。</p>	<p>警視庁</p>
<p>24 視覚障害者用信号機の整備</p> <p>生活関連経路を中心に、歩行者用灯器の青信号を擬音等の音響で知らせる視覚障害者用信号機を整備するほか、東京 2020 大会会場周辺及び視覚障害者から設置要望のあった場所等に対し視覚障害者用信号機を整備する。</p>	<p>警視庁</p>
<p>25 経過時間表示機能付き歩行者用灯器（ゆとりシグナル）の整備</p> <p>道路幅員が広く、横断歩行者が多い集客施設の近傍、高齢者の利用が多い場所若しくは通学路等に経過時間表示機能付き歩行者用灯器（ゆとりシグナル）を整備する。</p>	<p>警視庁</p>

<p>26 視認性を向上した道路標識の整備</p> <p>地域住民等からの要望や交通事故発生状況を踏まえ、道路標識の視認性向上を図る必要がある場所及び交通規制を特に強調する必要がある場合において、発光式の道路標識を整備する。</p>	警視庁
<p>27 安全性に配慮した設備の整備推進（エスコートゾーンの設置）</p> <p>視覚障害者用信号機が整備されている横断歩道や、距離が長く視覚障害者の方がコースを逸脱するおそれのある横断歩道等を対象に、前後の歩道上に道路管理者の視覚障害者誘導用ブロックが設置されていることなどを勘案しながらエスコートゾーンを整備する。</p>	警視庁
<p>28 臨海部におけるバリアフリーの推進</p> <p>臨海地域を外国人も障害者も誰もが希望を持っていきいきと生活できる、活躍できる都市「ダイバーシティ」とするため、東京 2020 大会の競技会場や移動空間となることを契機に、道路と公園のバリアフリー化を一体的に推進していく。</p>	港湾局

(3) 面的なバリアフリー整備

事業概要	所管局
<p>29 バリアフリー基本構想作成事業</p> <p>バリアフリー法に規定する基本構想を区市町村が作成するに当たり、その経費の一部を都が補助することにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図る。</p>	都市整備局
<p>30 東京都施行市街地再開発事業</p> <p>市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、暮らしやすく安全で快適なまちづくりを行う。</p>	都市整備局
<p>31 東京都施行土地区画整理事業</p> <p>都市基盤が脆弱で、防災上危険、あるいは土地の有効利用が図られていない、などさまざまな課題を抱える地域について、公共施設と宅地の一体的な整備を面的に行うことにより、抜本的な改善を図る。</p>	都市整備局

<p>3 2 特定街区・再開発等促進区を定める地区計画などの都市開発諸制度の運用</p> <p>地域貢献等を十分に達成する優良な開発計画に対して都市計画法や建築基準法による一般的な規制を緩和する都市開発諸制度を活用することにより市街地の更新を促進し、都心居住や、市街地の防災性の向上、福祉のまちづくり、緑のネットワークの形成等の推進を図る。</p>	<p>都市整備局</p>
---	--------------

2 全ての人々が快適に利用できる施設や環境の整備

(1) 建築物等におけるバリアフリー化の推進

事業概要	所管局
<p>3 3 東京都福祉のまちづくり条例の運用等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建築物、道路、公園、公共交通施設等の新設または改修の際に、整備基準に適合した整備を図る。 ○ 区市町村に委任した届出、指導・助言、適合証交付等運用事務の円滑な実施に向けた制度の周知、特例交付金の交付等を行う。 	<p>福祉保健局</p>
<p>3 4 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく認定</p> <p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）に基づき、建築物移動等円滑化基準（義務基準）を超え、より高いレベルの誘導基準に適合する建築物を認定する。</p>	<p>都市整備局</p>
<p>3 5 区市町村の福祉のまちづくりに関する基盤整備事業（地域福祉推進区市町村包括補助事業）</p> <p>区市町村が自ら行う福祉のまちづくり条例に適合した公共交通施設、道路、公園の整備や、小規模店舗など身近な建築物のバリアフリー化整備を行う民間事業者に対する整備費の一部を助成する区市町村に対し支援を行う。</p>	<p>福祉保健局</p>

<p>36 ユニバーサルデザインのまちづくり緊急推進事業</p> <p>東京 2020 大会に向けて、障害者等のスポーツ活動を推進するなどの観点から、住民参加による調査を踏まえた、施設、設備のバリアフリー化改修等に取り組む区市町村を支援する。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>37 宿泊施設のバリアフリー化支援事業</p> <p>観光振興施策の一環として、高齢者・障害者等が観光やビジネスのために、都内宿泊施設を安心かつ円滑に利用できるよう、バリアフリー化を支援する。</p>	<p>産業労働局</p>
<p>38 アクセシブル・ツーリズムの推進</p> <p>障害者や高齢者等が積極的に外出して、様々な交通機関を快適に利用しながら旅行などを行う、アクセシブル・ツーリズムの充実に向けた取組を推進する。</p>	<p>産業労働局</p>
<p>39 都立学校の学校施設改修に伴うバリアフリー化</p> <p>障害のある生徒や、災害時などに利用する高齢者・障害者等を含めたすべての人が安全、安心、円滑に利用できるよう、都立学校施設のバリアフリー化を進める。</p>	<p>教育庁</p>
<p>40 私立学校の学校施設のバリアフリー化への支援</p> <p>私立学校が行う校舎等の施設設備整備のうち、バリアフリー化等福祉のまちづくり条例の整備基準に適合した整備を行う学校に対して、低利の融資事業を実施している公益財団法人東京都私学財団に対して一定の利子補給を行う（平成 30 年度貸付分より、銀行借入利息から学校への貸付利息を差し引いた金額を補助することとしている。）。</p>	<p>生活文化局</p>
<p>41 赤ちゃん・ふらっと事業</p> <p>実施主体において都が定める要件を満たす赤ちゃん・ふらっとを都内に設置し、運営管理を行うとともに、適合証を当該赤ちゃん・ふらっとに表示し都民にその所在等を広く周知することにより、いつでもどこでも授乳やおむつ替え、休憩ができる環境を整備する。</p>	<p>福祉保健局</p>

<p>4 2 都庁舎の改修に伴うバリアフリー化（都庁舎設備更新工事）</p> <p>都民が都庁舎を利用するうえで、誰もが安心して快適に利用できる来庁者等の利便性の向上とさらなるバリアフリー化を図る工事を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者の利便性に配慮した身障者用トイレの増設や設置位置の向上を図る。誰でもトイレの箇所の増設、多目的シート、ベビーチェア、オストメイト対応の水洗器具を増設する。 ○ 経年劣化していた庁舎内外サインを更新するとともに、デザインを見直し来庁者がわかりやすいものにする。 ○ すべてのエレベーターに車いす用操作盤を設置し、すべての利用者に対し利便性を向上させる。 	<p>財務局</p>
<p>4 3 区市町村立スポーツ施設におけるバリアフリー化</p> <p>区市町村が保有するスポーツ施設において、照明設備・空調設備の設置等を含むスポーツ環境を拡大する工事や、点字ブロック・だれでもトイレの設置等を含むバリアフリー工事等を対象に財政支援を行う。</p>	<p>オリンピック・パラリンピック準備局</p>
<p>4 4 都立体育施設等の大規模改修に伴うバリアフリー化</p> <p>都立体育施設等の大規模改修に合わせ、バリアフリー化の検討を行い、必要なバリアフリー化工事を行う。</p>	<p>オリンピック・パラリンピック準備局</p>
<p>4 5 オリンピック・パラリンピック競技会場の整備</p> <p>オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて都が新設する恒久施設について、ユニバーサルデザインの視点に立った整備を行い、誰もが快適にスポーツを楽しめる環境を整える。</p>	<p>オリンピック・パラリンピック準備局</p>

(2) 公園等におけるバリアフリー化の推進

事業概要	所管局
<p>46 都立公園の整備</p> <p>「東京都立公園における移動等円滑化の基準に関する条例」及び「東京都福祉のまちづくり条例」に基づきバリアフリー化を進め、すべての利用者が安心して、快適に利用できる都立公園を整備する。</p>	建設局
<p>47 区市町村の公園整備事業への支援</p> <p>区市町村が実施する都市公園整備事業等について、補助や技術的支援を行い、だれもが利用しやすい公園整備の促進を図る。</p>	建設局
<p>48 海上公園の整備</p> <p>新たな開園に向けた整備を進めるとともに、東京 2020 大会競技会場や観客の移動経路となる既存公園について、高齢者や障害者等の利用に配慮しながら海上公園を整備・改修を進める。</p>	港湾局
<p>49 河川における親水空間等の整備</p> <p>誰もが水辺に親しめるように、東部低地帯の主要河川ではスーパー堤防等の整備により、地震への安全性の向上とともに親しみやすい水辺環境の創出を図る。中小河川においては水と緑のネットワークを更に充実させるため、河川整備に合わせた緑化のほか、整備済み区間において既存護岸や管理用通路の緑化を推進する。</p>	建設局
<p>50 自然公園施設改修に合わせたバリアフリー化</p> <p>自然公園の整備・改修時に合わせて以下の項目を検討し、必要な内容を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 車いすでアクセス可能な公衆トイレのバリアフリー化、洋式化、多目的トイレの設置 ○ 登山道・遊歩道上施設のオストメイト対応トイレの設置 <p>多様な利用者の来訪を支援するソフト事業について検討する。</p>	環境局

<p>5 1 障害のある子ども共に楽しめる遊具の設置</p> <p>先行的に行うモデル公園において、障害のある子ども共に楽しめる遊具を設置する。</p>	<p>建設局</p>
---	------------

(3) 公共住宅の整備・民間住宅の整備促進

事業概要	所管局
<p>5 2 公営（都営）住宅のバリアフリー化の促進</p> <p>都営住宅の建替え及び既設都営住宅への手すり設置などの住宅設備等の改善やエレベーター設置によるストックの維持更新を行い、バリアフリー化を図る。</p>	<p>都市整備局</p>
<p>5 3 都営住宅大規模団地の建替え等に伴う創出用地の活用</p> <p>都民の居住面でのセーフティーネットとなる良好な住宅ストックを確保するため、都営住宅大規模団地の建替えを推進し、あわせて、高齢者や障害者等が必要な福祉サービスを受けながら、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域においてサービスを供給する福祉施設の整備を推進する。</p>	<p>都市整備局</p>
<p>5 4 高齢者、障害者等向け都営住宅の建設</p> <p>高齢者が安心して生活できるよう、バリアフリー化された公的賃貸住宅や、車いす利用者向けの住宅を供給する。</p>	<p>都市整備局</p>
<p>5 5 区市町村公営住宅整備事業助成</p> <p>区市町村が公営住宅の新規供給や建替え事業を行う場合、住宅のバリアフリー化等を要件の一つとして、その建設費等の一部を都が補助することにより、高齢入居者等に配慮した公営住宅の整備を促進する。</p>	<p>都市整備局</p>
<p>5 6 サービス付き高齢者向け住宅等の供給促進</p> <p>地域包括ケアの考え方を踏まえ、地域住民やまちづくり等へ貢献するとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる住まいの確保を図るため、医療や介護サービス等を提供する地域密着型サービス事業所等との連携等を確保したサービス付き高齢者向け住宅の整備を行う事業者に対し、直接補助及び区市町村を通じた間接補助を行う。</p>	<p>都市整備局</p>

<p>57 都市居住再生促進事業</p> <p>地域の特性に応じた都市型の居住機能の再生等に資するため、建築物の建替えや共同化、既存ストックの改修を実施する民間事業者に対し、区市町村が補助を行う場合、区市町村に対し、都として事業費の一部を補助する。</p>	都市整備局
<p>58 マンション改良工事助成</p> <p>バリアフリー改修など、マンションの共用部分を計画的に改良・修繕する管理組合に対して利子補給を行う。</p>	都市整備局
<p>59 シルバーピア事業（高齢社会対策区市町村包括補助）</p> <p>緊急時対応や安否確認等を行う生活援助員等を配置するバリアフリー構造の高齢者向け公的賃貸住宅（シルバーピア）の運営を行う区市町村を支援する。</p>	福祉保健局
<p>60 住宅改善事業（バリアフリー改修等）（高齢社会対策区市町村包括補助）</p> <p>高齢者がいる世帯に対し、介護保険給付の対象外となる部分について、その者の居住する住宅の改修に係る経費を給付する。</p>	福祉保健局

3 災害時・緊急時に備えた安全・安心のまちづくりの推進

(1) 災害への備え及び対応

事業概要	所管局
<p>61 社会福祉施設等耐震化促進事業</p> <p>社会福祉施設等は、高齢者や障害者、子供など自力での避難が難しい方が多く利用する施設であるとともに、その一部は地震発生時に被災者の受入機能を果たすことから、利用者の安全・安心を確保するため、必要な耐震診断・耐震改修を行う社会福祉施設等に対して補助を行い、耐震化を促進する。</p>	福祉保健局

<p>6 2 災害時における要配慮者の支援体制整備の促進(災害時要配慮者対策の推進)</p> <p>近年の大規模震災、風水害における死者の過半数は高齢者であり、災害時における人的被害を最小限にするため、災害時要配慮者対策は重要課題となっている。</p> <p>各区市町村において要配慮者対策の構築が早急に求められているが、現状では取組途上のところが多いため、都として事業の補助等を行うことで、区市町村の取組を推進する。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>6 3 帰宅困難者対策における要配慮者への支援</p> <p>発災時に帰宅困難者による混乱を防止し、発災しても安心してその場に留まり、行き場のない人の安全も確保され、スムーズに帰宅することができる環境を整えることにより、都民の生命、身体及び財産の保護を図る。</p>	<p>総務局</p>
<p>6 4 要配慮者の安全対策</p> <p>要配慮者の安心・安全を確保し、災害発生時の被害を軽減させることを目的とし、以下の事業を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 要配慮者世帯を対象とした、総合的な防火防災診断の実施 ② 要配慮者への効果的な情報発信 ③ 要配慮者を対象とした防火防災訓練の実施 ④ 住宅火災から高齢者等の安全を確保するための早期受信体制の整備 	<p>東京消防庁</p>
<p>6 5 ヘルプカード作成促進事業(障害者施策推進区市町村包括補助事業)</p> <p>区市町村におけるヘルプカードの作成経費等について補助を行い、地域におけるヘルプカードの作成の取組を推進する。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>6 6 東京都介護職員宿舎借上げ支援事業</p> <p>介護職員の宿舎の借上げを支援することで、働きやすい職場環境を実現し、介護人材の確保定着を図るとともに、事業所による防災の取組を計画的に進め、地域の災害福祉拠点として、災害時の迅速な対応を推進する。</p>	<p>福祉保健局</p>

<p>67 障害福祉サービス等職員宿舍借り上げ支援事業</p> <p>職員住宅の借り上げを支援することで、福祉・介護人材の確保定着を図るとともに、施設による防災の取組を計画的に進め、地域の福祉避難所等として、災害時の迅速な対応を促進する。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>68 児童・生徒等に対する総合防災教育</p> <p>児童等に対する総合防災教育により、誰もが災害や事故の被害を未然に防止できるよう知識や防災行動力を身につけることで被害を低減させる。</p>	<p>東京消防庁</p>

(2) 日常生活における事故防止

事業概要	所管局
<p>69 都民生活において生ずる事故防止対策の推進</p> <p>救急搬送データから日常生活事故について分析し、ホームページ、リーフレット等を活用して、情報発信を行い、都民の日常生活における事故の低減を図り安全・安心な暮らしを確保する。</p>	<p>東京消防庁</p>
<p>70 商品等を起因とする事故の防止対策の推進</p> <p>○ 暮らしの中に埋もれがちな「ヒヤリ・ハット」体験の調査や、身近な商品の安全性に関するテストを実施し、効果的に発信することで、商品やサービスに関する事故の未然防止・拡大防止を図る。</p> <p>○ 子供が集まる各種イベント等を通じて、子供の安全に配慮した商品についてPR強化、普及を図ると共に、商品・サービスに関する危害・危険情報を提供し、消費者の安全意識の啓発等を行い、安全・安心な商品市場の実現及び安全意識の高い消費者行動を促進する。</p>	<p>生活文化局</p>

4 様々な障害特性や外国人等に配慮した情報バリアフリーの推進

(1) 障害者・外国人等への情報提供体制の整備

事業概要	所管局
<p>7 1 視覚障害者向け都政情報の提供（広報東京都の点字版・音声版等）</p> <p>都の広報紙「広報東京都」について、視覚障害者向けに点字版及び音声版を提供するとともに、ホームページでも情報を提供することにより、情報のバリアフリー化を図る。</p>	生活文化局
<p>7 2 消費生活情報の提供（東京くらしねっと CD 版）及び字幕入り消費者教育 DVD の作成</p> <p>① 消費生活情報誌「東京くらしねっと」CD 版を作成し、公立図書館、視覚障害者施設や個人の希望者に配布することにより、文字による消費生活情報を得にくい消費者に対し、音声による消費生活情報を提供する。</p> <p>② 字幕入り消費者教育 DVD を作成し、学校での授業や講座等に提供するほか、都民への貸出等を行うことにより、聴覚障害のある消費者に対し、消費生活情報の提供と学習支援を行う。</p>	生活文化局
<p>7 3 外国人に対する生活情報等の提供</p> <p>東京で暮らし始める外国人向け生活情報冊子「Life in Tokyo : Your Guide」や東京に居住する外国人が必要な情報を一元的に提供するポータルサイト等を通じて、情報提供を行っていく。</p>	生活文化局
<p>7 4 外国人のための防災対策</p> <p>外国人のための防災訓練、外国人災害時情報センターの設置・運営等の訓練、東京都防災（語学）ボランティアの育成等により、情報提供体制を強化する。</p>	生活文化局

<p>75 点字録音刊行物作成配布事業</p> <p>視覚障害者に対して、社会生活を営む上で必要とする情報及び知識を提供するため、点字本及び録音刊行物を作成配布することにより、社会参加を促進し、生活・文化の向上を図る。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>76 点字による即時情報ネットワーク事業</p> <p>視覚障害者に対して、新聞等によって毎日流れる新しい情報を点字又は音声で早く提供することにより、社会参加を促進し、生活、文化の向上を図る。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>77 視覚障害者用図書製作貸出事業</p> <p>視覚障害者に対し、視覚障害者用図書（点字図書、録音媒体）を製作し、貸出し又は交付することにより視覚障害者の文化の向上と福祉の増進を図る。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>78 字幕入映像ライブラリー事業</p> <p>映画及びテレビ番組等に字幕を挿入したビデオカセットテープ又は DVD の製作貸出を行うことにより、聴覚障害者の生活・文化の向上と福祉の増進を図る。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>79 視覚障害者ガイドセンター運営事業</p> <p>重度の視覚障害者が、道府県及び政令指定都市間にまたがって必要不可欠な外出をする場合に、目的地において必要なガイドヘルパーを確保できるよう連絡調整するためのガイドセンターを設置し、視覚障害者の福祉の増進を図る。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>80 聴覚障害者意思疎通支援事業</p> <p>意思疎通支援に係る広域的連絡調整体制の整備を行い、聴覚障害者が広域的な移動を円滑に行える環境を整えるとともに、障害者団体等の行事における情報保障を支援することで、自立と社会参加を促進し、聴覚障害者の福祉の増進に資する。</p>	<p>福祉保健局</p>

<p>8 1 手話のできる都民育成事業</p> <p>東京 2020 大会に向けて、日本の手話及び外国の手話の普及促進を図り、手話のできる都民を育成し、手話人口の裾野を広げることをもって、聴覚障害者の福祉の向上に資する。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>8 2 盲ろう者通訳・介助者養成研修事業 盲ろう者通訳・介助者派遣事業</p> <p>盲ろう者のコミュニケーション手段及び移動の自由を確保し、その社会参加を促進するため、都内在住の盲ろう者に対して通訳・介助者の派遣を行うとともに、通訳・介助者を養成研修をし、もって盲ろう者の福祉の向上を図る。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>8 3 ICTによる聴覚障害者コミュニケーション支援事業</p> <p>ICTを活用した遠隔手話通訳等を都庁内で試行し、普及啓発を行うことで、聴覚障害者の社会参加を推進する。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>8 4 交番等における手話技能取得者の活動</p> <p>聴覚障害者に配慮した対応を推進するため、交番等における手話技能取得者による活動を推進する。</p>	<p>警視庁</p>
<p>8 5 交番等における視覚障害者及び外国人への配慮</p> <p>視覚障害者及び外国人に配慮した対応を推進するため、交番等において、電子掲示板、交番ランドマーク等を設置するなど、様々な手段による情報提供を推進する。</p> <p>① 電子掲示板の設置 交番等に、動画や静止画等を表示できる電子掲示板を設置する。</p> <p>② 交番ランドマークの設置 ローマ字で「KOBAN」と表記した交番ランドマークを設置する。</p> <p>③ 交番及び駐在所の外壁等への英字併記 交番及び駐在所の改築、改修に合わせて、外壁等に英字を併記をする。</p>	<p>警視庁</p>

<p>例・・・SAKURADAMON POLICE BOX</p> <p>④ ピーフォンへの翻訳システムの搭載 ピーフォン（地域警察官が携帯するスマートフォン）に、翻訳システムを搭載、運用する。</p>	
<p>（再掲） 赤ちゃん・ふらっと事業</p> <p>実施主体において都が定める要件を満たす赤ちゃん・ふらっとを都内に設置し、運営管理を行うとともに、適合証を当該赤ちゃん・ふらっとに表示し都民にその所在等を広く周知することにより、いつでもどこでも授乳やおむつ替え、休憩ができる環境を整備する。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>86 観光案内所の運営</p> <p>東京を訪れる国内外からの旅行者のニーズに対応し、その利便性の向上を図るため、東京観光情報センターの運営を行い、観光情報提供体制の充実を図る。</p>	<p>産業労働局</p>
<p>87 観光ボランティアの活用</p> <p>東京を訪れる外国人旅行者の多様なニーズに対し観光案内等のサービスを提供し東京の魅力を伝える。</p>	<p>産業労働局</p>
<p>88 外国人滞在支援対策</p> <p>外国人の中には、生活環境、文化、言語の違いから、日本人住民とトラブルとなる者や、日本の法律の不知、忘却、錯誤から、意図せずに法を犯してしまう者も存在する。このため、在住外国人に日本のルール・マナーや法律を正しく理解してもらい、トラブルを未然に防止する。</p>	<p>青少年・治安対策本部</p>
<p>89 音声コードを活用した視覚障害者に対する情報バリアフリーの推進</p> <p>個人事業税、固定資産税・都市計画税、自動車税の納税通知書の封筒全件に音声コードを添付し、視覚障害者が通知書の内容を音声で取得できる旨を案内する。その上で、希望者には、通知書に記載されている税額や納期などの情報を音声コード化した文書を個別に送付し、情報バリアフリーを図る。</p>	<p>主税局</p>

<p>90 音声コードを活用した情報バリアフリーの推進</p> <p>給水契約者で希望する方に対して、水道ご使用量等のお知らせや請求書等の内容について、音声コード付き文書で案内し、情報バリアフリーを図る。</p>	<p>水道局 下水道局</p>
<p>91 バリアフリー情報のオープンデータ化</p> <p>都内の公共施設等におけるだれでも使いやすいトイレの場所、バリアフリー設備等の情報をオープンデータ化し、都のオープンデータカタログサイトで公開する。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>92 オープンデータの推進</p> <p>都内区市町村と連携し、行政が保有するオープンデータを「東京都オープンデータカタログサイト」に掲載するとともに、更なるオープンデータの公開及び民間での利活用促進を図り、官民連携による地域課題の解決を推進する。</p>	<p>総務局</p>
<p>(再掲) 利用者本位のターミナル実現に向けた補助</p> <p>初めて利用する人でも分かりやすく、利用しやすいターミナル駅の実現に向けて、複数の事業者の垣根を越えた、案内サインの連続性確保や表示内容の統一、乗換えルートのバリアフリー化等を確実に推進する。</p>	<p>都市整備局</p>
<p>93 東京ひとり歩きサイン計画</p> <p>外国人旅行者や障害者、高齢者が安心して東京の観光を楽しむように、ピクトグラム（絵文字）や多言語で表記した観光案内標識を設置する。また、平成26年度改定の「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針」に基づき、各区市町村等に対して、案内サインの統一化を周知・促進していく。</p>	<p>産業労働局</p>

(2) ホームページによる情報提供の内容充実

事業概要	所管局
<p>94 「とうきょうユニバーサルデザインナビ」の運用</p> <p>高齢者や障害者を含めた全ての人が、外出時に必要な情報を容易に入手できるよう、都内の施設や交通機関等に関するユニバーサルデザイン情報及びバリアフリー情報を集約したポータルサイトを構築、運営する。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>95 TOKYO 障スポ・ナビの運用</p> <p>障害のある人や障害者スポーツを支える人を対象に、都内の公共スポーツ施設のバリアフリー情報や、スポーツ教室の開催情報をはじめ、障害者のスポーツに関する様々な情報を掲載した障害者スポーツ専門ポータルサイト「TOKYO 障スポ・ナビ」を運用する。</p>	<p>オリンピック・パラリンピック準備局</p>
<p>96 ウェブサイトによる観光情報の発信</p> <p>国内外から旅行者を東京へ誘致するため、東京に存在する様々な観光魅力（イベント、施設、自然、文化及び伝統など）に関する情報をウェブサイト「GO TOKYO」等により発信し、これを広く認識してもらうことにより、訪都旅行予定者を確保する。</p>	<p>産業労働局</p>
<p>97 バリアフリー観光の推進</p> <p>高齢者や障害者等が旅行をするにあたって支障となるバリアやバリアフリーの観光ルート上の情報をパンフレットやウェブサイトで情報発信することで、自ら旅行情報を収集し、旅行先、行程等を選択できる環境を整備する。</p>	<p>産業労働局</p>
<p>(再掲) アクセシブル・ツーリズムの推進</p> <p>障害者や高齢者等が積極的に外出して、様々な交通機関を快適に利用しながら旅行などを行う、アクセシブル・ツーリズムの充実に向けた取組を推進する。</p>	<p>産業労働局</p>

5 都民等の理解促進と実践に向けた心のバリアフリーの推進

(1) 普及啓発の充実

事業概要	所管局
<p>98 福祉のまちづくり功労者に対する知事感謝状の贈呈</p> <p>東京都の福祉のまちづくりの推進について著しい功績のあった者を表彰する。</p>	福祉保健局
<p>99 障害者等用駐車区画の適正利用の推進</p> <p>ガイドラインやリーフレットを活用した普及啓発活動や、包括補助事業の活用により、障害者等用駐車区画の適正利用を推進する。</p>	福祉保健局
<p>100 心のバリアフリーに向けた普及推進</p> <p>心のバリアフリーポスター普及啓発コンクールの実施、普及啓発冊子の作成・配布等により、心のバリアフリーに対する社会的気運の醸成を図る。</p>	福祉保健局
<p>101 心のバリアフリーサポート企業連携事業</p> <p>心のバリアフリーの推進に向けて、従業員への普及啓発の実施などに自ら取り組むとともに、都や区市町村の取組に協力する企業等を登録し、好事例企業等の取組状況を公表する。</p>	福祉保健局
<p>102 共生社会実現に向けた障害者理解促進事業</p> <p>広く一般都民の理解と認識を深めることを目的として普及啓発を行うことにより、障害及び障害のある人への理解促進を図る。</p>	福祉保健局
<p>103 子育て応援とうきょうパスポート事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本事業に賛同する企業・店舗等が、都に協賛を申請。都は、「協賛店等」として登録後、ステッカーを配布するとともに、子育て応援とうきょうパスポート運営サイトや子育て応援とうきょうパスポートアプリ等で情報を公表。協賛店等は、店頭等でステッカーを掲示する ○ 都は、18歳未満の子供や妊娠中の方がいる世帯（以下「利用者」という。）に、パスポートを交付する。 ○ 利用者は、サービス利用の際に協賛店等から求められた場合、パスポート 	福祉保健局

トを提示する。協賛店等は、利用者に対して、おむつ替えスペースがある・ベビーカー入店可能な店舗情報など様々なサービスを提供する。	
104 駅前放置自転車クリーンキャンペーン 駅前放置自転車等について、区市町村や警視庁、鉄道・バス事業者、商工関係団体等と連携協力して、ポスター・リーフレットによる広報やウェブを使った広報を行うほか、駅頭での普及啓発活動を推進することにより、都民に対し駐車ルールの浸透を図り、自転車等の放置状態を解消する。	青少年・治安 対策本部
105 人権問題に関する普及啓発事業（人権啓発相談） 東京都人権施策推進指針に掲げた人権課題に対して、「みんなの人権」等の啓発用の冊子、リーフレットの作成・配布や、人権啓発イベントの実施など、今後も積極的に施策を進めていく。	総務局

(2) ユニバーサルデザインに関する教育の充実

事業概要	所管局
106 サービス介助士の資格取得の拡大 高齢者や障害を持つお客様などが都営地下鉄等を安心してご利用いただけるよう、全ての駅係員に加えて、乗務員も「サービス介助士」の資格を取得する。	交通局
107 福祉教育の充実（小・中学校） 小・中学校での「特別活動（学校行事）」における勤労生産・奉仕的行事の体験活動等により、社会貢献意識を育むとともに、世代を越えた交流や障害のある児童生徒との交流により、心のバリアフリーの理解に向けた学習を行う。	教育庁
108 福祉教育の充実（高校生） 都立高等学校における教科「人間と社会」の中で、体験活動や演習等により、支え合う社会や共助を学び、社会貢献意識を育む。	教育庁

<p>109 区市町村におけるユニバーサルデザイン学習普及事業（地域福祉推進区市町村包括補助事業）</p> <p>小中学校における「総合的な学習の時間」などを活用した福祉体験学習等による心のバリアフリーに係る普及啓発を実施していく区市町村を支援する。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>（再掲） 児童・生徒等に対する総合防災教育</p> <p>児童等に対する総合防災教育により、誰もが災害や事故の被害を未然に防止できるよう知識や防災行動力を身につけることで被害を低減させる。</p>	<p>東京消防庁</p>
<p>110 青少年応援プロジェクト@地域（地域における青少年の健全育成）</p> <p>「多文化への理解」、「障害者への理解」、「高齢者への理解」、それぞれのテーマで、講演会や交流体験を通じて、主に、地域で青少年健全育成に携わる地区委員をはじめとする大人や、地域の子供達にダイバーシティ意識を育むイベントを実施する。</p>	<p>青少年・治安対策本部</p>

(3) 社会参加支援

事業概要	所管局
<p>111 盲ろう者支援センター事業</p> <p>東京都盲ろう者支援センターを盲ろう者に対する総合的な支援拠点として運営し、もって東京都における盲ろう者福祉の向上を図り、盲ろう者の自立と社会参加を促進する。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>112 障害者社会参加推進センター事業</p> <p>障害の有無にかかわらず、誰もが家庭や地域で明るく暮らすことができる社会づくりに向けて、関係団体・機関の協力の下、社会参加推進センターを運営し、障害者自らによる諸種の社会参加促進施策の体系的、効果的、効率的な推進を図り、障害者の地域における自立生活と社会参加を促進する。</p>	<p>福祉保健局</p>

<p>113 身体障害者補助犬給付事業</p> <p>身体障害者に対して身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を給付し、その行動範囲を拡大することにより、身体障害者の社会参加と自立の促進を図る。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>114 聴覚障害者向けメール相談</p> <p>聴覚に障害がある等、電話による相談がしづらかった方を対象に、電子メール相談を実施し、相談対応の充実を図る。</p>	<p>生活文化局</p>
<p>115 ヘルプマークの推進</p> <p>援助や配慮を必要としている方々が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるヘルプマークを作成し、普及啓発に取り組むことで、障害の有無等にかかわらず、社会の一員として、支えあいながら、地域の中で共に生活する社会の実現を図る。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>116 高齢者の保護及び社会参加の推進</p> <p>関係機関・団体、地域住民等と連携し、高齢者に係る警察活動を適切に推進して、高齢者が安心して暮らせる安全で住みよい生活環境の実現を図る。</p> <p>① 高齢者の実態把握及び広報啓発活動の推進 ② 高齢者の保護活動の推進 ③ 高齢者の社会参加活動の推進</p>	<p>警視庁</p>
<p>117 老人クラブの育成</p> <p>老人クラブの社会奉仕活動、健康促進の活動、生きがいを高める等の老人クラブの社会活動の促進を目的とし、区市町村が補助を行った経費の一部を補助する。</p>	<p>福祉保健局</p>
<p>118 芸術文化による社会支援助成</p> <p>障害者をはじめ、高齢者や子供、外国人といった、様々な人々と芸術文化をつなぐ活動や芸術文化を通じて社会課題に向き合う活動を支援する。</p>	<p>生活文化局</p>

<p>119 都市ボランティアに対する研修</p> <p>開催都市・東京の顔として活躍いただく都市ボランティアの育成に向け、組織委員会と連携して、ボランティアへの研修などを実施する。</p>	<p>オリンピック・パラリンピック準備局</p>
--	--------------------------

(4) 推進体制の整備

事業概要	所管局
<p>120 東京都福祉のまちづくり推進体制の整備</p> <p>都民代表、学識経験者、事業者・障害者団体の代表者等で構成する「東京都福祉のまちづくり推進協議会」、事業者団体の代表者等で構成する「東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会」及び「東京都福祉のまちづくり区市町村連絡会議」を開催する。</p>	<p>福祉保健局</p>

用語解説

※1 一般都市施設

建築物、道路、公園、公共交通施設、路外駐車場で不特定かつ多数の者が利用する部分を有する施設

※2 特定施設

一般都市施設のうち、特に新設又は改修の際に、規則で定める種類及び規模に応じた整備基準への適合について届出を求める施設

※3 バリアフリー

高齢者や障害者等が日常生活や社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念、その他一切の社会的障壁（バリア）の除去を行う取組

※4 ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように都市や生活環境をデザインすること。

※5 都市施設

福祉のまちづくり条例において、多数の者が利用する建築物、道路、公園、公共交通など、規則で定める施設。施設を所有又は管理する者は整備基準への適合努力義務がある。

※6 特定都市施設

都市施設のうち、福祉のまちづくり条例施行規則で定める種類及び規模の施設。新設又は改修（建築物については、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更）の際に、整備基準への適合遵守義務があり、かつ工事着手前の届出が必要となる。

※7 スパイラルアップの仕組み

ユニバーサルデザインの特徴である、「計画の策定から実行までの各段階での利用者の声の反映」、「繰り返しによるデザインの進化」、「改善を続けていく姿勢やプロセス（過程）の重視」など、その結果だけでなく、改善の積み重ね（スパイラルアップ）を重視すること。

※8 障害者権利条約

障害者の権利に関する条約。障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定めたもので、日本は平成26年に批准した。

条約締結の際の国内法整備の一環として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が平成25年に制定、平成28年に施行された。

※9 合理的配慮

障害者から日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす社会的障壁の除去について意思の表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、建設的対話により個別の状況に応じて行われる配慮

※10 ユニバーサルデザイン2020 行動計画

東京2020大会を契機として、全国のユニバーサルデザインの取組を推進していくため、様々な障害者団体等の参画を得て、平成29年2月に閣議決定された計画

※11 Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン

組織委員会が、国際パラリンピック委員会（IPC）の求めに応じて策定する、大会運営におけるハード・ソフト両面のバリアフリー化を目的とした指針

※12 IPCアクセシビリティガイド

国際パラリンピック委員会（IPC）が作成したガイドで、世界中のアクセシビリティに関する情報を分析した指針

※13 視覚障害者誘導用ブロック

視覚障害者に対する誘導又は段差の存在の警告若しくは注意喚起を行うために路面に敷設されるブロック

※14 特定道路

バリアフリー法に基づく基本構想で設定された生活関連経路のうち、優先的にバリアフリー化すべき道路として、国土交通大臣が指定したもの

※15 想定特定道路

将来、区市町村が基本構想を策定した場合、特定道路に指定されるべき道路と都が

位置づけたもの

※16 高齢者・視覚障害者等用信号機

信号の横断青時間を延長させるための青延長用押ボタンが設置された信号機。また、「歩行者感应式信号機」は、押ボタンではなく歩行者用画像感知器（カメラ）により、自動で時間を延長する信号機。「視覚障害者用信号機」は、信号の横断青時間を音響で知らせる機能が付いた信号機

※17 エスコートゾーン

道路を横断する視覚障害者の安全性、利便性を向上させるために横断歩道上に設置され、横断時に横断方向の手がかりとする突起体の列

※18 バリアフリー基本構想

バリアフリー法に基づき区市町村が策定する、重点整備地区についての移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的構想

※19 マスタープラン

バリアフリー法に基づき、住民に身近な自治体である区市町村が、駅、道路、公共施設等の一体的・計画的なバリアフリー化を促進するため、個別事業の具体化を待たずにあらかじめバリアフリーの方針を定めるもの（移動等円滑化促進方針）

※20 アクセシブル・ツーリズム

障害者や高齢者など、移動やコミュニケーションにおける困難さに直面する人々のニーズに応えながら、誰もが旅をたのしめることを目指す取組の総称

※21 障害者等用駐車区画

車いす使用者など、車の乗り降りや移動に際して配慮が必要な人のために設けられた専用駐車区画

※22 要配慮者

発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において時に配慮を要する者。具体的には、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等を想定

※23 福祉避難所

災害時に自宅や避難所での生活が困難な要配慮者のための避難所のこと。(災害対策基本法第49条の7第1項に定める指定避難所のうち、災害対策基本法施行令第20条の6第5号に規定する指定基準を満たすもの)

※24 オープンデータ

機械判読可能な形式、二次利用可能なルールにより公開されたデータ。東京都では、都内区市町村と連携し、行政が保有するオープンデータを東京都オープンデータカタログサイトに掲載し、公開することで、行政の透明性や住民サービスの向上等を目指すオープンデータの取組を推進している。

※25 DAISY

視覚障害者等のためのデジタル録音図書の国際標準規格。音声データを独自の形式で圧縮し、章や節ごとに「見出し」をつけることができる検索性の高い音声媒体。専用の再生機や、専用のソフトをインストールしたパソコンが必要

※26 ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害※①や難病※②の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見から分からない方々が、援助を得やすくなるよう、配慮を必要としていることを知らせるマーク

※① 内部障害

からだの内部に障害があること。身体障害者障害者手帳の種類には、心臓機能、呼吸器機能、腎臓機能、膀胱・直腸機能、小腸機能、肝臓機能、免疫機能障害がある。

※② 難病

発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない希少な疾病であって、長期の療養を必要とするもの。

※27 障害の社会モデル

障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、身体障害、知的障害、発達障害を含む精神障害、難病、その他心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとする考え方

例えば、足に障害のある人が建物を利用しづらい場合、段差がある、エレベーターがない、といった建物の状況に原因があるという考え方